

官報号外 平成十年五月七日

○国衆議院会議録 第三十五号

平成十年五月七日(木曜日)

議事日程 第二十三号

平成十年五月七日

第一 都市計画法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 土地利用計画法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 研究交流促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

議員辞職の件

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案、国有林野事業の改革のための特別措置法案、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案、森林法等の一部

を改正する法律案、地方自治法第百五十六条

第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び

関東森林管理局の設置に関し承認を求めるの

件及び一般会計における債務の承継等に伴い

午後一時開議

都市計画法の一部を改正する法律案(内

閣提出)

都市再開発法及び都市開発資金の貸付け

に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

土地利用計画法の一部を改正する法律案(内閣提出)

研究交流促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

議員辞職の件

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案、国有林野事業の改革のための特別措置法案、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案、森林法等の一部

業の改革のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)、森林法等の一部を改正する法律案(内閣提出)、地方自治法第百五十六条

第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び

関東森林管理局の設置に関し承認を求めるの

件及び一般会計における債務の承継等に伴い

午後一時開議

都市計画法の一部を改正する法律案(内

閣提出)

都市再開発法及び都市開発資金の貸付け

に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

土地利用計画法の一部を改正する法律案(内閣提出)

研究交流促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

○議長(伊藤宗一郎君) 議員細川謹熙君から辞表が提出されております。これにつきお諮りいたします。

まず、その辞表を朗読させます。

〔参事朗読〕

辞職願

今般一身上の都合により衆議院議員を辞職いたしました御許可願います。

平成十年四月三十日

衆議院議員 細川 謹熙

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

細川謹熙君の辞職を許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、辞職を許可することに決まりました。

衆議院議員 細川 謹熙

○議長(伊藤宗一郎君) 特別委員会の設置につきお諮りいたします。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案、国有林野事業の改革のための特別措置法案、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案、森林法等の一部を改正する法

特別委員会設置の件

○議長(伊藤宗一郎君) 特別委員会の設置につきお諮りいたします。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案、国有林野事業の改革のための特別措置法案、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案、森林法等の一部を改正する法

法律案、地方自治法第百五十六条规定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置

に関し承認を求めるの件及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案を審査するため委員四十人よりなる日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会を設置いたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、そのとおり決まりました。

ただいま議決されました特別委員会の委員は追つて指名いたします。



日程第一 都市計画法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第二 都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第三 国土利用計画法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、都市計画法の一部を改正する法律案、日程第二、都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案、日程第三、国土利用計画法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題いたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長遠藤乙彦君。

都市計画法の一部を改正する法律案及び同報告書

都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

国土利用計画法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔遠藤乙彦君登壇〕

○遠藤乙彦君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、都市計画法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、地域の実情に的確に対応した市街地の整備の推進を図るため、特別用途地区の多様化及び臨港地区に関する都市計画の決定権限の見直しを行うとともに、市街化調整区域における良好な居住環境の維持及び形成を図るため、地区計画の策定対象地域及び開発許可の対象範囲の拡大を図る等の措置を講じようとするものであります。

次に、都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、民間活力による市街地の再開発を促進するため、都市再開発方針の策定対象区域の拡大、市街地再開発事業における特定事業参加者制度及び優良な再開発事業計画の認定制度の創設を図るとともに、臨時の措置として、一定の大都市における都市計画道路に係る都市開発資金貸付金の償還期間の延長を行おうとするものであります。

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、三案

最後に、国土利用計画法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近の地価動向等を踏まえ、土地取引の法律の一部を改正する法律案及び同報告書

規制を合理化し、取引の円滑化に資するため、大規模な土地取引について事前届出制から事後届け出制へ移行するとともに、地価の上昇の状況に応じ機動的に事前届け出とができるよう所要の措置を講じようとするものであります。

三案は、去る四月十六日本委員会に付託され、同日都市計画法の一部を改正する法律案及び都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律

の一部を改正する法律案は瓦建設大臣から、国土

長官から、それぞれ提案理由の説明を聴取し、十日質疑に入り、昨六日質疑を終了、討論、採決附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔本号末尾に掲載〕

〔大野由利子君登壇〕

○大野由利子君 ただいま議題となりました研究交流促進法の一部を改正する法律案につきまして、科学技術委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、科学技術に関する国際試験研究について、国と国外の者との間の交流を一層促進するための措置を講ずるもので、その内容は、国以外の者であって、試験研究機関等の機関と共同して行う研究に必要な施設を当該機関の敷地内に整備し、当該施設においてその研究を行おうとするものに対し、その者が当該施設において行った研究により得た記録、資料その他の研究の結果を国に提供することを約するときは、当該施設の用に供する土地の使用の対価を時価よりも低く定めることができます。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 三案を一括して採決いたしました。

委員長の報告を求めます。建設委員長遠藤乙彦君。

日程第四 研究交流促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第四、研究交流促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。科学技術委員長大野由利子君。

本案は、去る三月十三日本院に提出され、四月二十一日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同月二十一日谷垣国務大臣から提案理由の説明を聴取し、五月六日に質疑を行い、質疑終局の後、討論を行い、採決いた

官報号外

しました結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案提出、参議院送付

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第五、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長世川堯君。

第一に、外国法事務弁護士の職務範囲を拡充し、指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務についても、一定の要件を満たす外国弁護士等の書面による助言を受けて、これを用いることができる」としておられます。

第三に、外国法事務弁護士と弁護士との共同の事業について、目的に関する規制を緩和し、外国法の知識を必要とする法律事務等を共同事業的とすることができる」としておられます。

以上が、この法律案の要旨であります。

本案は、参議院先議に係るもので、四月三日同院において原案のとおり可決され、本院に送付されましたものであります。

委員会においては、四月二十八日下種葉法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、五月六日これを終了し、討論、採決の結果、本案は賛成多數をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

[笹川堯君登壇]

○世川堀君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、涉外的法律関係の一層の安定を図る等

のため、外国法事務弁護士となるための職務経験要件の緩和、外国法事務弁護士の職務範囲の拡充及び外国法事務弁護士と我が国の弁護士との共同の事業の目的に関する規制の緩和等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、外国法事務弁護士となる資格の承認の基準の一つである外国弁護士としての職務経験について、必要とされる職務経験の年数を三年以上とするとともに、資格取得国以外の外国において資格取得国の法に関する法律事務を行う業務に從事した経験についても、右の期間に算入できる」ととしております。

第二に、外国法事務弁護士の職務範囲を拡充し、指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務についても、一定の要件を満たす外国弁護士等の書面による助言を受けて、これを用いることができる」としております。

第三に、外国法事務弁護士と弁護士との共同の事業について、目的に関する規制を緩和し、外国法の知識を必要とする法律事務等を共同事業的とすることができる」としております。

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

[賛成者起立]

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多數。よって、本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求める。

○國務大臣(藤井孝男君) 日本国鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

日本国有鉄道清算事業団が抱える国鉄長期債務等の額は、平成十年度首には約二十八兆円に達する見込みであり、日本国有鉄道清算事業団の資産の売却収入等によって毎年の金利及び年金等の負担を賄いつつ債務の償還等を行うという従来の処理スキームは、もはや破綻をしております。したがって、国鉄長期債務等の本格的処理を早期に実施することは、緊急の課題となっております。

このため、政府におきましては、一昨年十一月の閣議決定において、平成十年度より国鉄長期債務等の本格的処理を実施することとし、平成九年中にその具体的処理方策の成案を得る旨を定めたところであります。そして、昨年十一月の閣議決定において、政府・与党の財政構造改革会議において決定された具体的処理方策に基づき、平成十一年度より国鉄長期債務等の処理の実現を図ることを定めたところであります。

本法律案は、このように日本国有鉄道清算事業団における土地その他の資産の処分等による債務等の処理が困難となっている事態に対処して、当該債務等の抜本的な処理を図ることが緊急の課題となつていていることにかんがみ、政府による日本国有鉄道清算事業団の債務の承継その他、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理を図るために必要な措置を定めるものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、政府は、平成十年十月一日に日本国有鉄道清算事業団の有利子債務を一般会計において

承継することとし、このうち政府の貸付金及び引受権については、平成十年度末までに償還を行うこととしております。

第一に、政府は、日本国有鉄道清算事業団の政府に対する無利子債務を免除することとしております。

第三に、国鉄改革により日本国有鉄道清算事業団の負担とされた恩給及び年金追加費用は日本鉄道建設公団が負担することとし、鉄道共済年金の厚生年金への統合のため日本国有鉄道清算事業団の負担とされた移換金負担については、国鉄改革によりJR等の社員となった者の分はJR等が、その他の者の分は日本鉄道建設公団が負担することとしております。

第四に、日本鉄道建設公団は、特例業務として、日本国有鉄道清算事業団は、平成十一年度に追加費用等の支払い、その支払いのため日本国有鉄道清算事業団から承継する資産の処分等の業務を行うこととしております。

第五に、日本国有鉄道清算事業団は、平成十一年十月一日に解散することとしております。

以上が、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案の趣旨でござります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 農林水産大臣島村宜伸君。
〔國務大臣島村宜伸君登壇〕

○國務大臣(島村宜伸君) 国有林野事業の改革のための特別措置法案、国有林野事業の改革のための関係法律に関する法律案、森林法等の一部を改正する法律案及び地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置による法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東

森林管理局の設置に関し承認を求める件につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

森は、国土の保全等の公益的機能を有し、豊かな国民生活の実現に重要な役割を果たしております。このように中で、国有林野事業は、それぞれの時代の要請に対応しつつ、国有林野を管理経営してまいりましたが、林業をめぐる諸情勢の著しい変化による収入の減少、債務の累積等により、現在、危機的な財務状況に直面しており、財政の健全性を回復し、国有林野を将来にわたって適切かつ効率的に管理経営する体制を確立し、国有林野事業の使命を十全に果たすため、その抜本的改革が急務となっております。

このような状況を踏まえ、国有林野事業について抜本的な改革の趣旨及び全体像を明らかにし、あわせて改革に必要な措置を講ずるとともに、森林の有する公益的機能を重視しつつ、地域の実情に即したきめ細かな森林整備を推進するため、これららの法律案等を提出した次第であります。

次に、これらの法律案等の主要な内容について御説明申し上げます。

まず、国有林野事業の改革のための特別措置法案についてであります。

第一に、国有林野の管理経営の方針を、公益的機能の維持増進を旨とするものへと転換するとともに、国民の意見を反映した管理経営の実施、民有者が作成する森林施設計画について計画的な伐の実施を認定要件に追加する等の改善を図ることとしております。

第二に、効率的な事業実施体制を整備するため、職員数を業務に応じた必要かつ最小限のもの

とともに、組織の再編を図ることとしておられます。

第三に、財務の健全化を図るため、約二兆八千億円の債務を一般会計に帰属させるとともに、残りの債務について、五十年間で着実に処理することとしております。

続きまして、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案についてであります。

第一に、国有林野法を改正し、その題名を国有林野の管理経営に関する法律に改めるとともに、管理経営の目標を定めるほか、管理経営基本計画、地域管理経営計画及び国有林野を公衆の保健の用に供するための計画の策定、指定調査機関への調査業務の委託等に関する規定を整備することとしております。

第二に、国有林野事業特別会計法を改正し、国有林野事業を公益的機能の維持増進を基本とした運営することを目的に加えるとともに、一般会計からの繰り入れに関する規定の整備を行ふこととしております。

第三に、農林水産省設置法を改正し、営林局を森林管理局に、営林署を森林管理署に再編することとしております。

続ぎまして、森林法等の一部を改正する法律案についてであります。

第一に、間伐の適切な実施と複層林施業等の公益的機能を重視した施業を推進するため、森林所間事業者への業務委託の推進等を図ることとして伐の実施を認定要件に追加する等の改善を図ることとしております。

第二に、地域の実情に即した森林整備を推進するため、市町村森林整備計画を、造林から伐採に

至る総合的な計画へと拡充するとともに、森林施業計画の認定、施業の勧告等の権限を都道府県知事から市町村の長に移譲することとしております。

最後に、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求める件についてであります。

国有林野の管理経営を行う機関として、現在、全国に九の営林局及び五の営林支局が設置されていますが、今回、国有林野事業の抜本的改革を図るため、これを七つの森林管理局に再編することとし、管轄区域が拡大する東北森林管理局及び関東森林管理局をそれぞれ秋田市及び前橋市に設置することについて、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づく国会の御承認を求めようとしております。

以上、国有林野事業の改革のための特別措置法案、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案、森林法等の一部を改正する法律案及び地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求める件につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 大藏大臣松永光君。
〔國務大臣松永光君登壇〕

○國務大臣(松永光君) ただいま議題となりました一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

我が国財政は危機的な状況にあり、我が国経済社会を健全で活力あるものとし、安心で豊かな福

社会を実現していくために、財政構造改革は先送りの許されない重要な課題であります。財政構造改革を推進していくためには、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の処理に本格的に取り組むことが不可欠であり、将来世代に負担を先送りすることのないよう、抜本的な処理を行うこととしたところであります。

本法律案は、その抜本的処理の一環として長期債務等を一般会計へ承継等することに伴い一般会計の負担が増加するため、一般会計の財源を補完する観点から、郵便貯金特別会計から一般会計への特別繰り入れ及び「ば」特別税の創設等の措置を定めるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、平成十年度から平成十四年度までの各年度において、郵便貯金特別会計から、一千億円を限り、一般会計に繰り入れること等を規定しております。

第二に、税制上の措置として、平成十年十月一日からたばこ特別税を創設することとしております。

たばこ特別税は、課税物件を製造たばことし、課税標準を製造たばこの本数とし、税率は原則として千本あたり八百二十円としております。

第三に、たばこ特別税の収入は、国債整理基金特別会計の歳入に組み入れること等を規定しております。

以上、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(内閣提出)、国有林野事業の改

革のための特別措置法案(内閣提出)、国有

林野事業の改革のための関係法律の整備に

関する法律案(内閣提出)、森林法等の一部を改正する法律案(内閣提出)、地方自治法

第一百五十六条第六項の規定に基づき、東北

森林管理局及び関東森林管理局の設置に関

し承認を求める件及び一般会計における

債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案(内閣提出)の趣

旨説明に対する質疑

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に

対して質疑の通告があります。順次これを許します。細川律夫君。

〔細川律夫君登壇〕 ○細川律夫君 私は、民主党を代表して、ただいま議題となりました日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案につきまして、総理大臣、大臣

蔵大臣並びに運輸大臣に対して質問をいたします。

初めに、国鉄清算事業団の長期債務の処理法案についてお尋ねをいたします。

総理、あなたは昭和六十二年の国鉄改革当時、運輸大臣として国鉄の分割・民営化を積極的に推進をしておられました。その総理が今回このような法案を提出することにつき、私には到底理解できません。これがござります。

自主自立を基本理念として断行されました国鉄改革は、経営やサービスの面で大きな成果を上げ

てまいりました。しかし、JRはいまだに約十二兆五千億円の債務を抱え、北海道など旅客三社と

貨物会社は株式上場のめどすら立ておりません。やつと軌道に乗りつつあるそのJRに新たに三千六百億円の負担を課することは、総理、あなたが進めてきた国鉄改革逆行し、JRの経営者や職員の懸命な努力に水をかけるものではありませんか。

また、このJR負担は海外の投資家からも批判をされております。JR本社三社は、株式市場に上場されている私企業であります。そこに法律をもって強制的に負担を課すことになれば、

日本はやはりグローバルスタンダードと異なる奇

妙な国と思われ、それが株式市場に対する不信感につながってまいります。この責任を総理はどうようにお考へでござりますか、お答えを願いたい

JRに負担をさせます三千六百億円の根拠とし

ております年金移換金の問題につきましては、法

的に見ましても、あるいは社会常識に照らし合わ

せましても、甚だ正當性に欠けるものであります。

JRに負担をさせます三千六百億円の根拠とし

ております年金移換金の問題につきましては、法

的に見ましても、あるいは社会常識に照らし合わ

せましても、甚だ正當性に欠けるものであります。

JRに負担をさせます三千六百億円の根拠とし

ております年金移換金の問題につきましては、法

的に見ましても、あるいは社会常識に照らし合わ

せましても、甚だ正當性に欠けるものであります。

JRに負担をさせます三千六百億円の根拠とし

ます。例えば私が橋本洋品店で千七百円のシャツを

買ったとしたしましょう。ところが、わずか二日後にその橋本洋品店から連絡があり、あれは

ちょっと安く売り過ぎた、あと三千六百円払って

くれ、払わないとな違法行為になります、うちは法

律がつくれるのでありますから、こう言われたといたしましょう。総理、こんな業者がいたらどう

お思いでですか。今政府がやろうとしていることは、このくらい非常識きわまりないものであります。

政府は、年金統合の審議の際、何度も過去の閣議決定を引用し、移換金債務についても最終的には国において処理する、こう繰り返してまいります。今さら、国において処理するとは国が負担

するという意味ではないなどと訛井は弄さないでいただきたい。私は、この長期債務処理法案から、JR負担の部分を即刻削除するよう求めること

です。お問い合わせでござりますか、お答えを願いたい

と思います。

JRに負担をさせます三千六百億円の根拠とし

ております年金移換金の問題につきましては、法

的に見ましても、あるいは社会常識に照らし合わ

せましても、甚だ正當性に欠けるものであります。

JRに負担をさせます三千六百億円の根拠とし

ております年金移換金の問題につきましては、法

的に見ましても、あるいは社会常識に照らし合わ

せましても、甚だ正當性に欠けるものであります。

JRに負担をさせます三千六百億円の根拠とし

ております年金移換金の問題につきましては、法

的に見ましても、あるいは社会常識に照らし合わ

易に先へ先へと先送りをしたことあります。そして、雪だるまの「とく債務がふえ続けたので」前にも總理から、この点につきましては、その時々の情勢の中で最善と考えられる措置を講じてきました、このように答弁ございました。總理、政治というものは結果について責任を負うべきものであります。約二十八兆円という膨大な額を前にして、その時々最善を尽くしたから責任はないということは、余りにも傲慢な言い方ではないあります。もう一度伺います。なぜこのような巨額の債務になつたのか、また政府はどう責任をとるのか、さらに、巨額の負担を求めるに当たつて国民に対しどう謝罪をするのか、ぜひ誠意ある回答をいただきたいと思います。

次に、債務承継財源確保法案について伺います。この法案は、国鉄清算事業団の長期債務などの処理のために、郵便貯金特別会計から毎年二千億円合計一兆円、さらに、たばこ特別税を新たに設け、毎年一千六百億円程度を一般財源に繰り入れることであります。しかし、総理、長期債務とたばこの間に一体どのような関係がありますか。特に喫煙者に対し長期債務の負担を求めるという理由があるならば、はつきりとお聞かせください。郵便貯金についても同様であります。

一般会計の財源が不足するための措置だ、こうおっしゃるのかもしれません。それならば、なぜこの法案の第一条にわざわざ長期債務の問題に触れ、さらに、たばこ特別税については、その収入を一般会計を経ずに直接国債整理基金特別会計の歳入にするのでありますか。これは、たばこ

特別税が目的税であることを明示しているものとみなさざるを得ないのであります。目的税であるならば、その歳出と歳入の間に相当の関係がなければならぬのは当然であります。

このようなことは郵便貯金についても言えることであります。もし特別会計に余剰があるとするならば、それは郵便事業の中に使い道を見出すのが本来の趣旨であります。大蔵大臣、余っているから持つてくる、あるいは取りやすいところから取る、こういうことでは財政の公平性あるいは課税の公平性はどうなるのでありますか。

また、たばこ特別税はどう見ても喫煙者に対する大衆課税そのものであります。總理、橋本内閣は「増税なき財政再建」という看板をいつから外したものでござりますか。

日本たばこ株式会社、いわゆるJ-TもJR同様民間企業であります。特別税の賦課により需要が減った場合、当然社会経営を圧迫し、株主に損失を与えることになります。大蔵大臣、幾ら政府が三分の一の株式を保有しているからといって、何ら因果関係のない課税によって他の株主に損害を与えることが許されるのであります。また、J-Tの経営とたばこの間に一体どのような関係がありますか。特に喫煙者に対し長期債務の負担を求めるという理由があるならば、はつきりとお聞かせください。

この国鉄清算事業団の長期債務処理関連法案は、どの角度から見ましても大変無理の多い法案であります。總理、社会常識に反するやり方、あるいは課税の公平性に反することはやめるべきであります。このような離隔はぎの処理策で国民の理解が得られると思つたら、それは大間違いであります。ま

ず、政府みずから責任を明らかにした上で、本當負った債務は、すべて国及び鉄道建設公団の負担で処理することとしておりまして、JRには一切負担を求めておりません。また、厚生年金移換金のうち、JR社員以外の分の四千百億円につきまして、国庫補助金等を裏づけに、鉄道建設公団が負担することも指摘しておきたいと思います。

次に、国鉄清算事業団の債務の増加とその責任についてお尋ねがございました。

国鉄長期債務の処理につきましては、昭和六十三年の閣議決定に基づいて、まずは資産の処分に全力を挙げて取り組んでまいりました。収入面では、土地売却の見合わせや株式市況の低迷、阪神・淡路大震災の影響等から、結果的に思いどおりに進まなかつた、この点は御指摘のとおりであります。一方、支出面におきまして、国鉄改革により負担することとされました債務や年金等の支払いに加えて、改革後に新たに年金関係の負担を負つたこともあり、その結果、債務が増加するところに至つた点、遺憾であると申し上げます。

政府としても、これまで約一兆六千億円に上る国民の負担とすることは不適当だと思います。國鉄改革以来の政府の方針も、このような性格の負担まで一般国民の負担にする、そうしたものではあります。JRの社員分をJRの負担とする今

回の措置は、こうした従来の方針に反するものではないと申し上げておきたいと思います。

この措置は、以上のような合理性のあるものであります。海外の投資家や我が国の株式市場との関係でも御説明のできることであると思いまして、この措置は、以上のようない合理的な措置であります。また、事業団の資産が減少した今日、その本格的処理を早急に実施することは、国鉄改革の総仕上げとして避けて通れない課題であります。また、事業団の債務について、国民に負担を求めるながらその本格的処理を実施することは、国鉄改革の総仕上げとして避けて通れない課題であります。また、事業団の資産が減少した今日、その本格的処理の必要性について、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

昭和六十一年の国鉄改革によりまして事業団が負った債務は、すべて国及び鉄道建設公団の負担で処理することとしておりまして、JRには一切

負担を求めておりません。また、厚生年金移換金のうち、JR社員以外の分の四千百億円につきまして、国庫補助金等を裏づけに、鉄道建設公団が負担することも指摘しておきたいと思います。

次に、国鉄清算事業団の債務の増加とその責任についてお尋ねがございました。

国鉄長期債務の処理につきましては、昭和六十三年の閣議決定に基づいて、まずは資産の処分に全力を挙げて取り組んでまいりました。収入面では、土地売却の見合わせや株式市況の低迷、阪神・淡路大震災の影響等から、結果的に思いどおりに進まなかつた、この点は御指摘のとおりであります。一方、支出面におきまして、国鉄改革により負担することとされた債務や年金等の支払いに加えて、改革後に新たに年金関係の負担を負つたこともあり、その結果、債務が増加するところに至つた点、遺憾であると申し上げます。

政府としても、これまで約一兆六千億円に上る国民の負担とすることは不適当だと思います。國鉄改革以来の政府の方針も、このような性格の負担まで一般国民の負担にする、そうしたものではあります。JRの社員分をJRの負担とする今

回の措置は、こうした従来の方針に反するものであります。海外の投資家や我が国の株式市場との関係でも御説明のできることであると思いまして、この措置は、以上のようない合理的な措置であります。また、事業団の資産が減少した今日、その本格的処理を早急に実施することは、国鉄改革の総仕上げとして避けて通れない課題であります。また、事業団の資産が減少した今日、その本格的処理の必要性について、ぜひ御理解を

官 報 (号 外)

また、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の処理とたばこ特別税及び郵便貯金との関係について

たばこ特別税の創設は、国鉄長期債務及び国有林野累積債務を一般会計に引き継ぐことが財政赤字のさらなる拡大要因となることに対処するため、財政構造改革の趣旨を踏まえて、特殊な嗜好品であり、景気動向に比較的左右されがたく、安定的な財源を確保できるいわゆる財政物資でありますたばこにつき、最近の価格に占めるたばこ税の負担割合の低下を回復する範囲で税負担を求める」といいました。

造改革会議企画委員会等におけるあらゆる処理方にかんがみ、郵貯特会の積立金の性格や状況等を総合的に勘案した上、財源確保のための特例措置として定められたものであります。

次に、債務承継財確法案の第一条の趣旨についてお尋ねがございました。

この法律案は、一般会計における一般的な財源措置を定めるものではなく、国鉄長期債務等を一般会計に承継すること等に伴う一般会計の負担増に対し、その財源の補元を図るものであります。また、たばこ特別税の税収の經理についても大尋ねがございました。

たばこ特別税は、国鉄長期債務等の一般会計への承継に伴い特別的に創設されるものでありますことから、課税標準等が同じたばこ税との混同を

避けて、たばこ特別税の税収が一般の歳出財源に充てられるものではないことを納税者に対しても明確にする趣旨で、特例的に国債整理基金特別会計に直入することといたしているものであります。たばこ特別税は、喫煙者に対する大衆課税ではないかというお尋ねもございました。

字のさらなる拡大要因となることに対処するため、財政構造改革の趣旨を踏まえ、特殊な嗜好品であり、景気動向に比較的左右されがたく、安定的な財源を確保できるいわゆる財政物資であるたばこについて、最近の価格に占めるたばこの税の負担割合の低下を回復する範囲で税負担を求めるとしていたものであります。

また、郵貯特会の特別繰り入れ措置は、財政構造改革会議企画委員会等におけるあらゆる処理方策の検討の中で、国の財政が非常事態にあることにはかんがみ、郵貯特会の積立金の性格や状況等を総合的に勘案した上、必要財源を確保するための特別措置として決められたものと承知しております。

ます。また、事業団の負担分を最終的にだれが負担するかは、いまだ決定されていない問題であります。この分もだれかに負担していただかざるを得ない問題でありまして、結局、これを一般国民に負担していただきのか、その社員の事業主であるJRの負担とするのかということが問題になります。いるわけであります。

てのお尋ねであります。先ほども申しました通り、今回の処理策においては、国鉄長期債務及び国有林野土積債務の一般会計への承継等を実施することとしておりますが、これに伴い、これらの債務の利払い等により一般会計の負担が増加し、財政赤字のさらなる拡大要因となることから、一

ます。また、事業団の負担分を最終的にだれが負担するかは、いまだ決定されていない問題であります。この分もだれかに負担していただきざるを得ない問題でありまして、結局、これを一般国民に負担していただくのか、その社員の事業主であるJRの負担とするのかということが問題になるわけであります。

JRの社員分の移換金は、JRの社員の年金のための負担でありまして、JRにとって自分の社員の福利厚生のための費用であります。JRは平成八年度まで、年金のために毎年二百一十億円を任意で負担してきましたが、今回もそれと同様に自分の社員の福利厚生のための年金の負担をこ

一般会計の財源を補完するため、いわゆる財政物資であるたばこについて、最近の価格に占めるたばこの税の負担割合の低下を回復する範囲で税負担を求めるとしていたものであります。日本たばこ産業株式会社としては、一層の経営努力により需要の確保を図り、競争力強化に努めることとしていると聞いておるところであります。(拍手)

うものであります。
政府といたしましては、このような特定企業の負担をお願いするわけにはいかないと判断いたしましたが、また、年金の問題は当事者である関係事業主で処理をするという年金制度の原則に従ふると判断した次第であります。
また、御指摘の、閣議決定において国においては、

国鉄清算事業団の債務のうち、JR社員分の再生金移換金をJRの負担とすることについておしげます。

わ
序
處理するとしたことが、こうしたJRの負担となることが合理的なものまで一般の国民の負担となることを意味するものではありません。

尋ねがこをふました

平成十年五月七日 衆議院会議録第三十五号

以上のように、今回の措置は、民間企業が社員の福利厚生のために負担する合理的な負担であり、国鉄改革等の方針に反して国が民間企業に対して不合理な負担を強制したり、憲法に反するような措置を講ずるものではなく、また、海外投資家を含め株主の正当な利益や信頼を損なうというものではないと考えております。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 赤羽一嘉君。

〔赤羽一嘉君登壇〕

○赤羽一嘉君 新党平和の赤羽一嘉でございます。平和・改革を代表し、ただいま議題となりました日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案等につきまして、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

冒頭 まず申し上げたいことは、本法案を修正することなく成立させることは、行財政改革の模範的モデルである国鉄改革に大きく傷をつけてしまってことあります。

そもそも、旧国鉄長期債務は、抜本的な行財政改革の一環として処理すべきものであるはずでござります。本法案のように、理屈も何もなく、負担させやすいところに負担を強いることは、国鉄民営化の意義を風化させてしまうばかりか、内外から信用を失墜させかねない悪法であります。自民党内にも大いに異論があるとのことでありますから、今からでも撤回をすべきものであると、ます強く指摘するものであります。

以下、具体的問題点について質問をさせていただきます。

今回、処理が求められている長期債務の本体、つまり昭和六十二年の国鉄民営化の折に国が承継

した債務二十一・七兆円が約二十八兆円に膨らんだ原因が、国鉄民営化直後の六十二年十月、旧国鉄所有の土地売却凍結を政府が決定したことによつたことは間違いない事実であります。

先日の予算委員会において、橋本總理は、土地売却凍結一年後の世論でさえ旧国鉄用地の売却再開を許す雰囲気ではなかつたとの答弁がありまし

た。なるほど、当時のバブルによる土地急騰を助長したくなかったということは、理解できないことではありません。しかし、国鉄清算事業団の収入の手立てが土地と株式の売却しかなく、それらが債務返済の唯一の方法であったことを考えれば、少なくとも、土地売却の凍結と同時に、債務を膨張させないための対策を速やかに講ずるべきであったはずであります。

二十二・七兆円もの債務を放置しておけば毎年一兆円前後の利子がかさむのは、小学生でもわかる理の当然であります。当時の政府は、金利レートより資産インフレの方が大きいと甘く見ていたのではないかと、過日もJRの皆さんが過去の自分たちのOBの分の負担は嫌だ、それは一般国民の税金で負担をしろと言われるのではなく、責任転嫁の見本であると言わなければなりません。当時の運輸大臣は、運輸大臣は、移換金の問題は、本来当事者である共済関係事業主で処理し解決すべき性格の問題である、JR社員分の移換金はその事業主であるJRの負担とすることが合理的であり、この分までRの負担とするわけにはまいらないと発言されております。

次に、JRに追加負担を求めてる年金移換金三千六百億円の問題であります。鉄道共済年金と厚生年金の統合において発生した移換金債務の九千四百億円の分担に関しては、平成八年当時の厚生委員会において議論がなされ、野党各委員より、七千七百億円もの負担に国鉄清算事業団はたえられるのかとの懸念が表明され、大変激しい論戦が展開されました。が、結

局、旧国鉄期間分の七千七百億円は国鉄清算事業団が、JRになってからの期間分の一千七百億円はJR各社が負担することが決定されました。また、将来返済できずに終わる移換金債務について

は、事業団の既存の債務と同様に、最終的には国において処理するとの決定がなされ、あくまで国はJR各社が負担することが決定されました。また、将来返済できずに終わる移換金債務についての債務として、JRに負担を求めることが決められたのであります。

このような経緯の末に決定されたにもかかわらず、二年もたたぬうちにその負担区分を変更し、JRに三千六百億円の追加負担を求めているのが今回の法案であります。これは、当時の議論を全く無視した国会軽視のものであり、余りに御都合主義が過ぎるものだと思います。

総理は、過日の予算委員会の場で、JRの皆さんにJRの負担は嫌だ、それは一般国民の税金で負担をしろと言われるのではなく、責任転嫁の見本であると言わなければなりません。当時の運輸大臣は、運輸大臣は、移換金の問題は、本来当事者である共済関係事業主で処理し解決すべき性格の問題であります。JR社員分の移換金はその事業主であるJRの負担とすることが合理的であり、この分までRの負担とするわけにはまいらないと発言されておりました。

このお二人の御発言の真意は、先ほどの御答弁にもありました。企業年金は事業主が負担するのが当然であり、事業主のJRが負担することが筋であるとの趣旨であると思いますが、この御発言には一つの大きな問題があります。

まず、問題の一つは、旧国鉄時代の事業主体をあたかもJRであるかのように考へている点であります。

旧国鉄出身のJR社員は一つの人格であります。が、雇い主の旧国鉄は国の企業であり、JRは民間企業なのであって、両者は全くの別人格であります。国鉄の時代の分は国の責任であることは法的にも政治的にも既に決着がついていることであり、旧国鉄時代の移換金をJRの負担とすることがあります。JRは全くないと言わざるを得ないのであります。

にもかかわらず、JR各社に、JR社員のための年金だからといって旧国鉄時代の期間分を回国追加負担させることは、政府がいまだにJRを国の子会社であるかのように錯覚し、この程度なら許されると考へている証拠であります。この考え方をあいまいにすることは、今後の行財政改革に多大なる禍根を残すものであると危惧いたします。総理並びに運輸大臣の御見解を伺います。

発言の問題の二つ目は、もし今でも政府が、年金移換金についてはJRが追加負担を受け入れるのが筋であるとあくまで主張されるのであれば、平成八年度の鉄道共済年金と厚生年金の統合の際に、なぜ政府の主張どおりの負担区分を決定しなかつたのでしょうか。二年前には異なる主張をしておきながら、今改めて、本当はこうあるべきであつたなどということは、理念不在、朝令暮改もきわまれだと言わなければなりません。既に確定した国鉄清算事業団の債務の一部を、JRの同意なくして、法律によって一方的にJRに転嫁することは許されないことであると思いますが、あわせて総理並びに運輸大臣の御見解を伺います。

第三の問題点は、民間企業に追加強制負担を求めることがいかにナショナルスタンダードに適合しないかということであります。

(号外) 報官

JR各社の年間利益が一千億円強しかない状況で、急に三千六百億円もの追加借金を背負わせることは、業績の悪化につながり、JRという企業の経済価値を下げ、その結果、JR株の下落を招くことは必然であります。JRの株主の合理的な予測を超えた理不尽な追加負担を株主総会も開かずには決してすることは、株主代表訴訟の対象となることが予想されます。

また、株主、投資家への裏切りとも言える民間企業JRへの追加負担を国が政治主導で行うことには、日本の会社の株は危なくて買えないということになり、国際社会において、日本という国はまたもな国ではないという信用失墜の評価を受けてしまったのではないか。JRは、これまで投資家への情報開示も積極的で、本来ならば株価上昇は間違いない、二次売却すれば一兆円の収入が見込めると言われております。しかし、JR株が政治的なリスクを抱えていることが本件を機に明らかになれば、二次売却は困難になり、NTTなど他の政府保有株式の売却にも大きな影響が出ることが予想され、この点からも、今回のJRに対する追加負担は避けられない。第四の問題点は、恣意的な財政運営ではないかということです。

本法案では、郵便貯金特別会計から特例繰り入れとして一兆円、さらに、たばこ特別税を創設して一千三百四十五億円をこの債務処理に充当することとしております。国有林野の債務処理にも、たばこ特別税より単年度三百五十五億円充當することとしております。これらはまさに理屈も何もなく、取れるところから取ろうとするものであります。

J.R.は、これまで投資家への情報開示も積極的で、本来ならば株価上昇は間違いない、二次売却すれば一兆円の収入が見込めると言われております。しかし、JR株が政治的なリスクを抱えていることが本件を機に明らかになれば、二次売却は困難になり、NTTなど他の政府保有株式の売却にも大きな影響が出ることが予想され、この点からも、今回のJRに対する追加負担は避けられない。第四の問題点は、恣意的な財政運営ではないか

官報

ます。たまたま郵便貯金特別会計に黒字があるからといって、預金者に還元することなくそれを充當したり、因果関係のない新税を借金の穴埋めのための目的税として創設するというのでは、国民はたまつものではありません。

財政の論理も節度も無視し、またなりふり構わずにけじめのない財政運営をする、そうした姿は、まさに政府・与党みずからの財政政策が破綻したことを示す以外の何物でもないと考えます。第五の問題点は、毎年度、元本償還のための財源として、四千億円の捻出について、当面、一般歳出の歳入歳出面にわたる努力により対応することとしている点であります。国有林野の債務処理においても、毎年度、元本償還のため、四百七十億円を同様に捻出努力することとしておりま

す。

現在の橋本連立内閣の手法では、この実現性は到底不可能だと断じざるを得ません。財政構造改革法によってキャップ制が導入され、上限が決められていた上に、さらに、歳出削減等によって約四千五百億円の財源を捻出することなど、一体どうしたら可能だと言うのでしょうか。あるいは、これは、今、与党内で議論百出と伝えられておりますように、事実上、財政構造改革法のキャップ制をすべてなくしてしまうことを意味しているのでしようか。そうでない限り、結局は国鉄清算事業団の債務の増加とその責任についてのお尋ねがございました。

まず、国鉄清算事業団の債務の増加とその責任についてのお尋ねがございました。

國鉄長期債務の処理につきましては、昭和六十三年の閣議決定に基づき、まずは資産の処分に全力を挙げて取り組んでまいりました。収入面では、土地売却の見合せや株式市況の低迷、阪神・淡路大震災の影響等から、結果的に思いどおりに進まなかつたのは御指摘のとおりです。一方、支出面で、国鉄改革により負担されることとなりました債務や年金等の支払いに加えて、改革後に新たに年金関係の負担を負つたこともあり、結果的に債務が増加するに至つたことは、まことに遺憾であります。

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 赤羽議員にお答えを申し上げます。

まず、国鉄清算事業団の債務の増加とその責任についてのお尋ねがございました。

国鉄改革では、共済年金については共済制度を継続し、年金制度の原則に従って鉄道共済において過去の国鉄期間分の年金を支えるということとしておりました。したがって、国鉄清算事業団が負担する厚生年金移換金のうちJR社員分を共済の関係事業主であるJRが負担することは、国鉄改革に合致するものだと考えております。

これに関連し、平成八年度における厚生年金移換金の取り扱いについても御意見をいただきました。

厚生年金移換金の不足分は共済の関係事業主が負担することとされましたために、平成八年には国鉄清算事業団とJRが負担することといたしましたが、この移換金も含めて事業団の債務について、国において具体的な処理方針を決定し実施することが国鉄改革以来の方針であり、まさに今回、そのための措置を講じようとするものであります。

官 報 (号 外)

JR社員分の厚生年金移換金はJRの社員の年金給付のための負担であります。これを一般国民の負担とするのではなくJRの負担とすることには合理性があり、憲法が保障する財産権を侵害するものではないと考えています。したがって、こうした特定企業の社員の福利厚生のための負担を事業主のJRが負担せず一般国民の負担とすることは不適当だと考えております。国鉄改革以来の政府の方針も、このような性格の負担まで一般国民の負担にすることとしたものではなく、JR社員分をJRの負担とする今回の措置は、そうした従来の政府の方針に反するものではありません。

また、JRの追加負担は我が国の株式市場への信用等から問題があるのではないかという御指摘もいただきました。

今申し上げましたように、JR社員分の厚生年

金の移換金はまさにJRの社員の年金給付のための負担でありますことから、JRの負担とすることについての合理性については、海外の投資家や我が国の株式市場との関係においても御説明ができるものと考えております。

さらに、その負担につき、今回の負担がその株価に及ぼす影響というお尋ねございましたが、これを特定することは困難であります。JRの取締役が株主代表訴訟によって責任を負うことにはならないと私どもは考えております。

次に、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の処理とたばこ特別税及び郵便貯金との関係についてお尋ねがございました。

たばこ特別税の創設は、国鉄長期債務及び国有林野累積債務を一般会計に引き継ぐことが財政赤字のさらなる拡大要因となることに対処するため

に、財政構造改革の趣旨を踏まえて、特殊な嗜好品であり、景気動向に比較的左右されにくく、安定的な財源を確保できるいわゆる財政物資であるたばこにつきまして、最近の価格に占めるたばこの税の負担割合の低下を回復する範囲で税負担を求めておりました。

また、郵貯特会の特別繰り入れ措置につきまし

ては、財政構造改革会議企画委員会等におけるあらゆる処理方策の検討の中で、国の財政が非常事

態にあることから、郵貯特会の積立金の性

格や状況等を総合的に勘案した上で、財源確保のための特例措置として定めたものでございます。

また、長期債務の処理についてのお尋ねもござ

いましたが、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の元本償還につきましては、たばこ特別税の一部を財源に充てるほか、当面は一般会計の歳出歳入

両面にわたる努力による対応をしていくことと

し、最終的には利払い費及び年金負担の縮小に伴

い確保される財源や将来の国有林野特会の剩余金

により確保される財源等により対応することとい

たしております。いずれにいたしましても、国鉄

長期債務及び国有林野累積債務につきましては、

一般会計に承継した後、元本も含め一般会計の債

務として処理していくこととしておりまして、ぜ

ひ御理解を賜りたいと存じます。

次に、財政構造改革法の改正あるいは行政改革

と国鉄長期債務等の処理との関係についてお尋

ねをいただきました。

財政構造改革法の改正につきましては、現下の我が国の経済の状況を踏まえて、財政構造改革を進めながらも、その時々の状況に応じて適切な財政措置を講じ得るような枠組みを整備するとした

に、財政構造改革の趣旨を踏まえて、特殊な嗜好品であり、景気動向に比較的左右されにくく、安定的な財源を確保できるいわゆる財政物資であるたばこにつきまして、最近の価格に占めるたばこの税の負担割合の低下を回復する範囲で税負担を求めておりました。

また、郵貯特会の特別繰り入れ措置につきまし

ては、財政構造改革会議企画委員会等におけるあ

らゆる処理方策の検討の中で、国の財政が非常事

態にあることから、郵貯特会の積立金の性

格や状況等を総合的に勘案した上で、財源確保のための特例措置として定めたものでございます。

また、長期債務の処理についてのお尋ねもござ

いましたが、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の元本償還につきましては、たばこ特別税の一部を財源に充てるほか、当面は一般会計の歳出歳入

両面にわたる努力による対応をしていくことと

し、最終的には利払い費及び年金負担の縮小に伴

い確保される財源や将来の国有林野特会の剩余金

により確保される財源等により対応することとい

たしております。いずれにいたしましても、国鉄

長期債務及び国有林野累積債務につきましては、

一般会計に承継した後、元本も含め一般会計の債

務として処理していくこととしておりまして、ぜ

ひ御理解を賜りたいと存じます。

次に、財政構造改革法の改正あるいは行政改革

と国鉄長期債務等の処理との関係についてお尋

ねをいただきました。

財政構造改革法の改正につきましては、現下の我が国の経済の状況を踏まえて、財政構造改革を進めながらも、その時々の状況に応じて適切な財

政措置を講じ得るような枠組みを整備するとした

に、財政構造改革の趣旨を踏まえて、特殊な嗜好

品であり、景気動向に比較的左右されにくく、安

定的な財源を確保できるいわゆる財政物資である

たばこにつきまして、最近の価格に占めるたばこ

の税の負担割合の低下を回復する範囲で税負担を求

めることといたしました。

また、郵貯特会の特別繰り入れ措置につきまし

ては、財政構造改革会議企画委員会等におけるあ

らゆる処理方策の検討の中で、国の財政が非常事

態にあることから、郵貯特会の積立金の性

格や状況等を総合的に勘案した上で、財源確保のための特例措置として定めたものでございます。

また、長期債務の処理についてのお尋ねもござ

いましたが、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の元本償還につきましては、たばこ特別税の一部を財源に充てるほか、当面は一般会計の歳出歳入

両面にわたる努力による対応をしていくことと

し、最終的には利払い費及び年金負担の縮小に伴

い確保される財源や将来の国有林野特会の剩余金

により確保される財源等により対応することとい

たしております。いずれにいたしましても、国鉄

長期債務及び国有林野累積債務につきましては、

一般会計に承継した後、元本も含め一般会計の債

務として処理していくこととしておりまして、ぜ

ひ御理解を賜りたいと存じます。

次に、財政構造改革法の改正あるいは行政改革

と国鉄長期債務等の処理との関係についてお尋

ねをいただきました。

財政構造改革法の改正につきましては、現下の我が国の経済の状況を踏まえて、財政構造改革を進めながらも、その時々の状況に応じて適切な財

政措置を講じ得るような枠組みを整備するとした

に、財政構造改革の趣旨を踏まえて、特殊な嗜好

品であり、景気動向に比較的左右されにくく、安

定的な財源を確保できるいわゆる財政物資である

たばこにつきまして、最近の価格に占めるたばこ

の税の負担割合の低下を回復する範囲で税負担を求

めることといたしました。

また、郵貯特会の特別繰り入れ措置につきまし

ては、財政構造改革会議企画委員会等におけるあ

らゆる処理方策の検討の中で、国の財政が非常事

態にあることから、郵貯特会の積立金の性

格や状況等を総合的に勘案した上で、財源確保のための特例措置として定めたものでございます。

また、長期債務の処理についてのお尋ねもござ

いましたが、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の元本償還につきましては、たばこ特別税の一部を財源に充てるほか、当面は一般会計の歳出歳入

両面にわたる努力による対応をしていくことと

し、最終的には利払い費及び年金負担の縮小に伴

い確保される財源や将来の国有林野特会の剩余金

により確保される財源等により対応することとい

たしております。いずれにいたしましても、国鉄

長期債務及び国有林野累積債務につきましては、

一般会計に承継した後、元本も含め一般会計の債

務として処理していくこととしておりまして、ぜ

ひ御理解を賜りたいと存じます。

次に、財政構造改革法の改正あるいは行政改革

と国鉄長期債務等の処理との関係についてお尋

ねをいただきました。

財政構造改革法の改正につきましては、現下の我が国の経済の状況を踏まえて、財政構造改革を進めながらも、その時々の状況に応じて適切な財

政措置を講じ得るような枠組みを整備するとした

に、財政構造改革の趣旨を踏まえて、特殊な嗜好

品であり、景気動向に比較的左右されにくく、安

定的な財源を確保できるいわゆる財政物資である

たばこにつきまして、最近の価格に占めるたばこ

の税の負担割合の低下を回復する範囲で税負担を求

めることといたしました。

また、郵貯特会の特別繰り入れ措置につきまし

ては、財政構造改革会議企画委員会等におけるあ

らゆる処理方策の検討の中で、国の財政が非常事

態にあることから、郵貯特会の積立金の性

格や状況等を総合的に勘案した上で、財源確保のための特例措置として定めたものでございます。

また、長期債務の処理についてのお尋ねもござ

いましたが、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の元本償還につきましては、たばこ特別税の一部を財源に充てるほか、当面は一般会計の歳出歳入

両面にわたる努力による対応をしていくことと

し、最終的には利払い費及び年金負担の縮小に伴

い確保される財源や将来の国有林野特会の剩余金

により確保される財源等により対応することとい

たしております。いずれにいたしましても、国鉄

長期債務及び国有林野累積債務につきましては、

一般会計に承継した後、元本も含め一般会計の債

務として処理していくこととしておりまして、ぜ

ひ御理解を賜りたいと存じます。

次に、財政構造改革法の改正あるいは行政改革

と国鉄長期債務等の処理との関係についてお尋

ねをいただきました。

財政構造改革法の改正につきましては、現下の我が国の経済の状況を踏まえて、財政構造改革を進めながらも、その時々の状況に応じて適切な財

政措置を講じ得るような枠組みを整備するとした

に、財政構造改革の趣旨を踏まえて、特殊な嗜好

品であり、景気動向に比較的左右されにくく、安

定的な財源を確保できるいわゆる財政物資である

たばこにつきまして、最近の価格に占めるたばこ

の税の負担割合の低下を回復する範囲で税負担を求

めることといたしました。

また、郵貯特会の特別繰り入れ措置につきまし

ては、財政構造改革会議企画委員会等におけるあ

らゆる処理方策の検討の中で、国の財政が非常事

態にあることから、郵貯特会の積立金の性

格や状況等を総合的に勘案した上で、財源確保のための特例措置として定めたものでございます。

また、長期債務の処理についてのお尋ねもござ

いましたが、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の元本償還につきましては、たばこ特別税の一部を財源に充てるほか、当面は一般会計の歳出歳入

両面にわたる努力による対応をしていくことと

し、最終的には利払い費及び年金負担の縮小に伴

い確保される財源や将来の国有林野特会の剩余金

により確保される財源等により対応することとい

たしております。いずれにいたしましても、国鉄

長期債務及び国有林野累積債務につきましては、

一般会計に承継した後、元本も含め一般会計の債

務として処理していくこととしておりまして、ぜ

ひ御理解を賜りたいと存じます。

次に、財政構造改革法の改正あるいは行政改革

と国鉄長期債務等の処理との関係についてお尋

ねをいただきました。

財政構造改革法の改正につきましては、現下の我が国の経済の状況を踏まえて、財政構造改革を進めながらも、その時々の状況に応じて適切な財

政措置を講じ得るような枠組みを整備するとした

に、財政構造改革の趣旨を踏まえて、特殊な嗜好

品であり、景気動向に比較的左右されにくく、安

定的な財源を確保できるいわゆる財政物資である

たばこにつきまして、最近の価格に占めるたばこ

の税の負担割合の低下を回復する範囲で税負担を求

めることといたしました。

また、郵貯特会の特別繰り入れ措置につきまし

ては、財政構造改革会議企画委員会等におけるあ

らゆる処理方策の検討の中で、国の財政が非常事

態にあることから、郵貯特会の積立金の性

格や状況等を総合的に勘案した上で、財源確保のための特例措置として定めたものでございます。

また、長期債務の処理についてのお尋ねもござ

いましたが、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の元本償還につきましては、たばこ特別税の一部を財源に充てるほか、当面は一般会計の歳出歳入

両面にわたる努力による対応をしていくことと

し、最終的には利払い費及び年金負担の縮小に伴

い確保される財源や将来の国有林野特会の剩余金

により確保される財源等により対応することとい

たしております。いずれにいたしましても、国鉄

長期債務及び国有林野累積債務につきましては、

一般会計に承継した後、元本も含め一般会計の債

務として処理していくこととしておりまして、ぜ

ひ御理解を賜りたいと存じます。

次に、財政構造改革法の改正あるいは行政改革

と国鉄長期債務等の処理との関係についてお尋

ねをいただきました。

財政構造改革法の改正につきましては、現下の我が国の経済の状況を踏まえて、財政構造改革を進めながらも、その時々の状況に応じて適切な財

政措置を講じ得るような枠組みを整備するとした

に、財政構造改革の趣旨を踏まえて、特殊な嗜好

品であり、景気動向に比較的左右されにくく、安

定的な財源を確保できるいわゆる財政物資である

たばこにつきまして、最近の価格に占めるたばこ

の税の負担割合の低下を回復する範囲で税負担を求

めることといたしました。

また、郵貯特会の特別繰り入れ措置につきまし

ては、財政構造改革会議企画委員会等におけるあ

らゆる処理方策の検討の中で、国の財政が非常事

態にあることから、郵貯特会の積立金の性

格や状況等を総合的に勘案した上で、財源確保のための特例措置として定めたものでございます。

また、長期債務の処理についてのお尋ねもござ

いましたが、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の元本償還につきましては、たばこ特別税の一部を財源に充てるほか、当面は一般会計の歳出歳入

両面にわたる努力による対応をしていくことと

し、最終的には利払い費及び年金負担の縮小に伴

国有林は、昭和三十年代以降の高度成長期には樹木の成長のサイクルを度外視して過剰に伐採され、そのために職員も大幅に増員をされていきました。こうしたことが原因となって、その後の国内木材資源の減少や価格の高騰を招き、さらには外国産材の輸入拡大という今日の地球環境破壊の元凶の一つとも言える我が国への輸入木材依存体质のきっかけをつくったことを考えあわせれば、この放漫經營のツケは、我が国の財政のみならず、地球全体に損害を与えていたと言つても過言ではありません。

林野庁は、昭和五十三年から国有林野事業の改善計画をスタートさせ、ピーク時には八万八千人を超えていた国有林野職員を一万五千人まで削減をいたしました。これはこれで労使双方の血の涙を出ていた努力を評価しております。しかし、この改善計画は幾度も変更され、しかも、經營は残念ながら改善されるどころかますます悪化の度合いを深め、累積債務額は既に三兆八千億円にまで膨らもうとしているわけでございます。

その原因は明らかであります。ある時期から、だれがどう見ても独立採算が見込めなくなつた国有林野事業経営に対し、財政当局が一般会計からの繰り入れ拡充を渋り、財投の借りかえすら認めず、職員の削減だけで經營危機を乗り切ろうとしたこと、そして国有林を公共用財産とは認めない現行法体制の見直しを政府が長年にわたって放置してきたことに、その主たる原因があると言わざるを得ないわけであります。

今回の政府案は、これらの責任を棚上げし、なし崩し的な政策転換と国有林野職員のさらなるリストラで事態を乗り切ろうとしております。ま

た、一般会計に承継される二兆八千億円については、元本処理方策が極めてどんぶり勘定的に不明確な上、その利払いについては、国有林野債務と全く関連性のないたばこ特別税からの繰り入れと、いう、無責任なものであると言わざるを得ません。

この問題の解決には、一般会計からの支援や職員のある程度の削減は避けて通れない課題であることは認識をしておりますが、しかし、そうであれば、だれがこれらの長期にわたる失政の責任をおとりになるのか、国民の前に明らかにしなければなりません。責任を明確にしないまま国民の血税をツケの支払いに回すことは、さらに国政と行政に対する不信感を強めることにしかなりません。総理の御所見をお伺いいたしました。

しかも、今回の改革案では、表面的には公益的機能維持増進を旨とする管理經營への転換をうたっていますが、国有財産上の位置づけは相変わらず企業用財産のままで、特別会計の性格も企業会計では、今後、新たな累積債務が生まれる可能性が極めて高いと言わざるを得ません。名実ともに、国民の森林とするとの林政審議会の基本精神からは、今回の政府案はほど遠いと言わざるを得ません。政府は、心から公益的機能重視への転換を図る決意があつたのかどうか、この点も総理にお尋ねをいたしました。

また、この国有林野事業特別会計が引き継ぐ債務の返済に関しても、その見通しは極めてあいまいであります。今後五十年で累積債務一兆円を返済するという林野庁の收支見通しでは、今後の人件費や事業費の物価上昇あるいは林産物価格の低下等が全く考慮されておりません。このような見通しのまま債務返済計画を実行に移せば、遠からず計画が破綻するであろうことは明白であります。

完全に經營破綻を來しているものに対して、一兆円もの借金を抱えさせたまま、さらに頑張つて經營再建をしなさいというのは余りにも無謀かもしれません。責任を明確にしないまま国民の血税をツケの支払いに回すことは、さらに国政と行政に対する不信感を強めることにしかなりません。総理の御所見をお伺いいたしました。

私は、この際、国管企業である国有林野事業の不良債権は国が責任を持つて処理し、国民の共通財産として国有林野を再生させるべきであると考えております。そして、そのためには、国有林野は当然国有財産法上の公共用財産と位置づけ、会計制度の性格も管理特別会計とすべきであります。国有財産法上の位置づけ並びに会計制度の性格について政府はどのように考えておられるのか、大蔵、農水の各大臣にあわせてお伺いをいたします。

ことしの林業白書を見ると、何らかの形で森林づくりに参加の意向を有する者の比率は七割に増加しているとあります。一方で、緑の羽根運動の積極推進や緑の少年団の育成、あるいは数限りない森林をテーマにしたイベントが行政及び民間で開催されていますが、山は荒れる一方であります。国有林もしかり、とりわけ民有林の荒廃は年を追うごとに深刻な状況となっております。最大の原因是、山を守る意識はあっても、その財源の十分なる裏づけがないことであります。申し上げるまでもなく、民有林の林家や所有権者は、他の

だれよりも国土の保全と自然環境の維持増進の意識が高くとも、日々の経済生活に追われ、経済採算性のない山に資本や労働の投入はできないのであります。

山を守る財源はどこに求めるべきであるのか、

お聞かせをいただきたいと存じます。

また、和歌山県本宮町長が提案し、全国の七百を超える市町村が参加し、国に要請をしている森林交付税の創設も、山を守る最先端の現場の責任者の市町村において、安定した特定財源の確保といった意味では極めて重要な提案と認識をしておりますが、これに対する農林水産大臣のお考えについてもお聞かせをいただきたく存じます。

荒れた山はほうっておいては再生しません。人間が山と共生するためには、治山や造林あるいは保全管理などさまざまな形で直接的にかかわらな

木材輸入国である我が国の森林行政には、世界じゅうの関心が集まっていると言つても過言ではあります。今後の我が国の森林・林業政策の方針について総理自身のお考えを伺つて、私の質問を終わります。（拍手）

〔内閣總理大臣橋本龍太郎君登壇〕
○内閣總理大臣(橋本龍太郎君) 木幡議員に御答弁を申し上げます。

養あるいは二酸化炭素の吸收等、大きな公益的役割を果たしており、国民の生活にとっても重要な役割を担っております。このためにも、林業の相手の育成確保を図りながら、治山、造林等さまざまな手法を通じた多様な森林整備の推進、林業、木材産業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

○國務大臣(松永光君) 木幡議員にお答えいたし

(国務大臣松永光君登壇)

も行うことと、今後五十年間に生じる剰余金で約一兆円の債務を円滑に償還していく必要があること、これからして、できる限り効率的に運営するため、企業会計原則により経理を行い、企業的に運営していくことになるものと考えております。また、国有林野の国有財産としての位置づけにつきましても、こうした特会の財産として、引き続き企業用財産とすることが適切と考えております。

今後もほぼいに推移すること、三、林野・土地等の売り払いについては実績等を踏まえて算定すること、四、公益林については、その管理等に係る経費に対し一般会計からの繰り入れを行うことなどの前提のもとに試算した結果、今後五十年間で約一兆円の剩余が見込まれるところであります。このような長期収支の試算結果を踏まえ、国有林野事業が負担する債務を約一兆円とし、その利子については一般会計からの繰り入れにより債務

○國務大臣（松永光君）　木幡議員にお答えいたしました。

最後に、森林保全や水源確保あるいは環境のための税制に関する御指摘がありました。

の累増を防止した上で、今後五十年間で返済することとしているところであります。

官 報 (号 外)

今回の国有林野事業の改革におきましては、国有林野の管理經營を公益的機能重視に転換するとともに、一般会計繰り入れを前提とした特別会計制度に移行することとしており、国有林野は国民共通の財産であるとの認識に立って、抜本的改革の実現に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

今後の我が国の森林・林業政策のあり方についてもお尋ねがございました。

議員御指摘のように、森林は、ただ単に木材の供給といった機能以外に、国土保全や水資源の涵

によって今般の抜本的改革が実現すれば、国有林野事業は、約一兆円の債務について円滑かつ確実な償還を行いつつ健全な経営を確保し、その使命を十全に果たすことが可能となると考えられます。

次に、国有林野の性格等についてのお尋ねですが、国有林野特会は、今般の抜本的改革により、独立採算制を前提とした特別会計から、公営林の適切な管理等のための一般会計繰り入れを前提とした特別会計に移行することとしております。しかししながら、今後とも木材を生産し造林等の投資

しつつ、引き続き調査及び研究を進めていきたいと考えておるところであります。(拍手)○國務大臣(島村宣伸君) 木幡議員にお答え申上げます。

まず、国有林野事業特別会計が負担する債務の返済についてのお尋ねでありますが、今後の国有林野事業の長期収支につきましては、一、収穫量は、今後資源の成熟、長伐期化等、公益的機能の重視への転換を踏まえ将来的に増加すること、二、木材価格は、これまでの価格動向を踏まえ、

ていいこととしております。

また、国有林野の国有財産としての位置づけについても、このような特別会計に属する財産として、引き続き企業用財産とすることが適切と考えております。

次に、森林交付税の創設についてのお尋ねであります。が、森林交付税は、現在の地方交付税とは別枠で、森林面積等に応じて市町村に対して交付する交付金構想であると聞いております。また、森林・林業に対し地方財政措置を含む多様な支援措置が講じられることは望ましいと考えております。

一般会計への承継、組織・要員の徹底した合理化等によって今般の抜本的改革が実現すれば、国有林野事業は、約一兆円の債務について円滑かつ確実な償還を行いつつ健全な経営を確保し、その使命を十全に果たすことが可能となると考えられております。

計画の趣旨を踏まえ、環境問題に対する総合的な政策の一環として、国内外での議論の進展を注視しつつ、引き続き調査及び研究を進めていきたいと考えておるところであります。(拍手)

○國務大臣(島村宣伸君) 木幡議員にお答え申し上げます。

〔國務大臣島村宣伸君登壇〕

十年間に生じる剰余金で一兆円の債務を円滑に処理する必要があることなどから、企業的に運営していくこととしております。

また、国有林野の国有財産としての位置づけについても、このような特別会計に属する財産として、引き続き企業用財産とすることが適切と考えております。

○國務大臣（島村宣伸君）　木幡議員にお答え申します。計画の趣旨を踏まえ、環境問題に対する総合的な政策の一環として、国内外での議論の進展を注視しつつ、引き続き調査及び研究を進めていきたいと考えておるところであります。（拍手）

十年間に生じる剰余金で一兆円の債務を円滑に処理する必要があることなどから、企業的に運営していくこととしております。

また、国有林野の国有財産としての位置づけについても、このような特別会計に属する財産として、引き続き企業用財産とすることが適切と考え

次に、森林交付税の創設についてのお尋ねであります。森林交付税は、現在の地方交付税とは別枠で、森林面積等に応じて市町村に対して交付する交付金構想であると聞いております。また、森林・林業に対し地方財政措置を含む多様な支援措置が講じられることは望ましいと考えております。

ますが、平成五年度以降、森林・林業に対する地方財政措置が拡充強化されてきている状況のもとで、さうに森林交付税という形での支援措置を講じることについては、財源及び用途等の面で慎重な検討を要するものと考えております。(拍手)

〔國務大臣大木浩君登壇〕

○國務大臣(大木浩君) 環境との関連についての、言うなれば目的税を導入することをどう考へるか、こういう御質問だと思います。

環境との関連での目的税、いろいろあります。が、大きく二つに分けて考えてみると、一つは、例えば温暖化防止の、言うなれば温暖化ガスを抑制するためのそういう効果をねらっての税、それからもう一つは、きょうの御質問もありましたけれども、森林のようにこれからむしろ環境をよくするためのいろいろな政策の一つとしての税、こう二つあると思います。

前者につきましては、これは今のところすぐに私ども環境庁としてはそういう税、例えばよく言われておる炭素税というようなものを導入することとは予定はしておりませんけれども、将来の問題として、これから例えは温暖化防止のために日本が国際的にも約束いたしました六%減というようなものを実施するに当たって、どうしてもほかの方法だけでは不十分であるといったような場合には、そういった目的税も一つの選択肢として十分に検討に値するものだと考えております。

二つ目の、むしろ積極的に例えは森林を保護しよう、それはもちろん環境に非常に大きな影響があるわけございますが、これは、言うなれば全般的農林政策の一つの中でもうやつて森を維持していくか、発展させていくか、こういう問題でござ

りますので、これを目的税の形で導入するのがいいのか、あるいはほかの一般的な政策として通常の予算の中で解決をしていくのがいいのか、その辺についてはいろいろと御議論があるところだと思いますので、今直ちにこれを環境税という形でどうだということにつきましてはにわかには判断が難しいわけでございますけれども、これも一つの検討課題として私どもも頭に置いて勉強は続けたいと思っております。(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長(江崎鐵磨君登壇)

○江崎鐵磨君 私は、自由党を代表して、ただいま議題となっております一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案を初めとする五法案について、総理並びに関係各大臣に御質問をいたします。

橋本総理は、旧国鉄を分割し民営化する際、運輸大臣であり、国鉄債務処理スキームの策定に当たられたこと、つい先ごろのように私どもは思ひ起こしております。

国鉄清算事業団は、分割当初、昭和六十一年の緊急土地対策要綱により、地価高騰を助長するという理由で旧国鉄用地売却の道を密閉されたのであります。需給バランスに照らし合わせても、土地を売却することは、地価高騰を助長するのではなく、供給をふやして地価を抑える方法であったのです。なぜなら、地価を抑えることは、それが地価を売却することには、地価高騰を助長するのではありません。何をもって郵便貯金特別会計から国鉄と林野金は黒字も含めて紛れもなく貯金者のものであります。何をもって郵便貯金特別会計から国鉄と林野の赤字返済に使われるのか、この特別繰り入れは五年以上に及ぶことがあるのか、また、将来郵便貯金特別会計に返済されるものかどうか、三点について大蔵大臣に、貯金者である私ども国民に対し納得のできる説明を求めるものであります。

国鉄、国有林野債務は、一般会計に承継される以上、他の債務と同様に処理をするのが当然であり、特定分野への課税を行うべきものではあります。

ざいますので、これを目的税の形で導入するのがいいのか、あるいはほかの一般的な政策として通常の予算の中で解決をしていくのがいいのか、その辺についてはいろいろと御議論があるところだと思いますので、今直ちにこれを環境税という形でどうだということにつきましてはにわかには判断が難しいわけでございますけれども、これも一つの検討課題として私どもも頭に置いて勉強は続けたいと思っております。(拍手)

ささかも責任をお感じにならないのか、総理の今日の御心境を伺う次第であります。

次に、政府は、土地処分収入等の自主財源を充ててもなお残る債務について、最終的には国において処理することを昭和六十三年に閣議決定しております。また、平成元年の閣議決定では、土地の処理は平成九年度までに終わるとしたのであります。なぜもっと早く抜本的な処理を行わなかつたのか。当時、国民負担となるのではといった心配額は十四兆円弱であったのが、問題を先送りし、財投によって追い貸しをした結果、収入以上に利払いがかさみ、今や二十八兆円と膨れ上がったのであります。完済は不可能と知りながら、財投により高金利の金を融資し、抜本的解決策を先延ばししていたのであれば、経済犯罪にも等しい許されない行為であります。橋本総理の答弁を求めます。

このように、ずさんな当初計画を策定し、抜本的処理を先送りしてきた橋本内閣は、国鉄債務に對する責任をどうおしゃられようが免れることはできないのであります。また、バブル崩壊後のキャピタルロスは一千兆円を超えております。これでは国鉄、林野債務を返済することなどとても不可能であります。経済再建なくして債務処理はあり得ません。日先の財政帳じり合わせにだけ目を向け、根本的経済構造改革を行わない橋本内閣

て総理の御見解をお伺いいたします。

また、橋本総理は、大蔵大臣として不動産融資への総量規制を実施し、不動産市場を冷え込ませてしましました。つまり、国鉄清算事業団の資産売却を妨げる政策をとり続けてこられたのが橋本総理であります。このような政策判断についてい

て総理の御見解をお伺いいたします。

関、特殊法人の債務を含めた財政再建は全く期待できないのであります。これらについて、橋本総理の明確な御答弁を求める次第であります。

次に、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案について伺います。

今回、一般会計に承継された債務は、たばこ特別税の創設と郵便貯金特別会計からの特別繰り入れにより賄うとありますが、そもそも目的税は受益と負担の関係が明確でなければなりません。ましてや、本法案によるたばこ特別税は、借金の利子と元本の一部返済に用いられるだけのものであります。財政規律、課税原則をながらにするための方策は、決して私ども認められるものではありません。たばこ特別税という目的税の負担と受益の関係、なぜたばこ税がありながら借金返済のみを目的とする目的税をつくるのか、その経緯について大蔵大臣に御質問をいたします。

また同様に、郵便貯金特別会計から五年で一兆円の特別繰り入れを行うこととあります。郵便貯金は、財政投融资の原資ではありますが、その金額は黒字も含めて紛れもなく貯金者のものであります。何をもって郵便貯金特別会計から国鉄と林野の赤字返済に使われるのか、この特別繰り入れは五年以上に及ぶことがあるのか、また、将来郵便貯金特別会計に返済されるものかどうか、三点について大蔵大臣に、貯金者である私ども国民に対し納得のできる説明を求めるものであります。

国鉄、国有林野債務は、一般会計に承継される以上、他の債務と同様に処理をするのが当然であり、特定分野への課税を行うべきものではあります。

せん。たゞ、特別税創設等の増税や国民負担によるのではなく、経済再建による租税增收と行政財政の見直しにより財政再建をするべきものであります。しかも、債務の利払いしか念頭に置いておらず、元本はその他の方策により六十年で返済するとするだけでは、既に破綻を感じざるを得ない 것입니다。これらについて大蔵大臣の答弁を求めます。

国鉄長期債務は、約二十八兆円にも膨れ上がっております。この額は、平成十年度予算の約三八%に当たります。例えば、一戸建て二千万円の住宅であれば三百八十八万戸の建設が可能であり、地方道路であれば地球を半周する長さの約二万五千キロメートル、そして高速道路でも五千キロメートルもの建設を可能にするものであります。この額がいかに巨額なものかを如実に物語っているのであります。国鉄清算事業団には、もやはこののような巨額の債務の返済や年金の支払いを続けていく能力はとててもなく、処理策には一刻の猶予も許されない状況であるとき、総理並びに運輸大臣の御見解をお聞かせ願います。

国鉄清算事業団の二十三兆五千億円の累積債務を処理するための国庫負担は、年間一兆六百億円に上ります。しかも、元本分四千億円の負担は今後六十年間の長期に及ぶとしておりますが、国民の御見解もお聞かせ願います。

今回、国鉄清算事業団が抱える厚生年金移換金の負担のうち、JRの社員分については、これをJRの負担とするのか、それとも国民の負担とす

るのかが焦点になっております。この負担をJRの負担とする基本的な考え方について、まず橋本総理の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

JR負担

については、さまざまな論議がなされております。

第一に、国鉄民営化に際して、その債務は政府負担とJR負担に区分されており、さらに、鉄道共済年金を厚生年金に統合するに当たっての年金の積み立て不足についても、政府とJRの負担割合を決めており、分担のルールは決着済みと理解されております。

第二に、既に国から独立した法人で、独自に経営努力に努め、株式も公開されているJRに対しても、責任がなくなったはずの無関係な移換金を改めて負担させるべきではなく、国が負担すべきであるとも言われております。

第三に、この処理の仕方は海外の不信を招くことにはならないのか。せっかく民営化して株を上場し経営努力で利益を上げても、その増益分が株主に還元されず、国に吸収されてしまうという印象を与えかねない。日本の民営化政策に対する海外の不信を強めることになるのではないかと解をお持ちなのか、お尋ねいたします。

林野特別会計が抱えている債務は、約三兆八千億円にも上っております。この債務も一朝一夕に膨れ上がったのではありません。昭和五十年以降、輸入木材量の増大、木材価格の低迷、伐採可

能材の減少等により国有林野事業は毎年度赤字を計上し、だれもが財政状況は改善されることはないと思つても何ら抜本的な対策をとらずして、

また、JRに負担が転嫁されるのではないかと解をあります。今回の措置によって負担者を明確に決定する以上、将来、JRにその一部を負担させるようなことがあってはならないと考えますが、橋本総理の将来を見据えた明確な、約束できる御見解をお聞かせいただきたいものであります。

また、今回の打撃を与えていたことはないかと想ひます。特に、経営体質の弱い北海道、九州、四国三島会社とJR貨物は、赤字から抜け出せなくなるおそれがあります。また、株式を上場したJR東日本、西日本、東海に未公開株がような認識をお持ちなのか、お尋ねいたします。清算事業団は本年九月末をもって解散することになっておりますが、千四百人を超す清算事業団職員の再雇用が現在話題になっております。再雇用先の決まっている職員はまだ百人足らずと聞くところにはならないのか。せっかく民営化して株を上場し経営努力で利益を上げても、その増益分が株主に還元されず、国に吸収されてしまうという印象を与えかねない。日本の民営化政策に対する海外の不信を強めることになるのではないかと解をお持ちなのか、お尋ねいたします。

林野特別会計が抱えている債務は、約三兆八千億円にも上っております。この債務も一朝一夕に膨れ上がったのではありません。昭和五十年以降、輸入木材量の増大、木材価格の低迷、伐採可能材の減少等により国有林野事業は毎年度赤字を計上し、だれもが財政状況は改善されることはないといつても何ら抜本的な対策をとらずして、結果としてこのような膨大な累積債務が生じたのを明確に決定する以上、将来、JRにその一部を負担させるようないかと想ひます。この質問を終わらせていただきます。(拍手)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 江崎議員にお答えを申し上げます。

まず、地価高騰時における旧国鉄用地の売却凍結についての御意見をいただきました。

緊急土地対策要綱に基づく旧国鉄用地の売却の見合わせにつきましては、当時、大都市を中心として地価が急激に高騰する事態に対応するための措置であり、この措置は、当時の国家的緊急課題でありました地価対策の観点と国鉄長期債務に係る累積債務処理についてだけは先送りし続けてきたのであります。もっと早い段階で債務を一般会計で処理するなどの抜本的対策をとつておけば、三兆八千億円とも言われる債務にはならなかつたのではないか、総理の見解をお伺いいたします。

じたものと考えております。

また、総量規制の国鉄清算事業団の土地売却への影響についてもお尋ねをいただきました。

総量規制も含め、各種施策の実施を通じて我が国の地価が下落し、その結果として事業団の土地売却が思うように進まなかつたことは事実でありますけれども、土地関連融資に係る総量規制につきましては、当時大きな社会問題になつた地価の高騰に対し、金融面から適切に対処することを目的に講じた措置でございました。

国鉄清算事業団の債務の抜本的な処理を行わなかった理由についてもお尋ねがありました。

国鉄長期債務の処理につきましては、昭和六十三年の閣議決定に基づいて、まず事業団の土地その他の資産の処分に全力を挙げてまいりました。そして、この間の事業団の借り入れにつきましては、毎年の資金調達規模が巨額に及びますことから、調達条件、貸付期間などを総合的に勘案し、各年度において有利な借り入れを行うよう努力してまいりました。また、政府とともに、約一兆六千億円に及ぶ国庫補助金の交付、また一般会計による事業団の有利子債務の承継など、その時々の情勢の中で、国鉄長期債務の処理に最善と思われる措置を講じてきたところであります。

国鉄清算事業団の債務の処理のための当初計画についても御意見をいただきました。

昭和六十三年の閣議決定、今、既に議員も引用されましたように、事業団の自ら財源を充ててもなお残る債務については、最終的には国において処理することとなることから、まずは事業団の土地その他の資産の処分を進めることとしたものでありまして、資産の処分に全力を挙げて取り組んで

できたところであります。

バブル崩壊後キャピタルロスと債務処理との関係についても御意見をいただきました。

国鉄清算事業団の土地処分収入については、バブル経済の崩壊等により、結果として思いどおりに進まなかつたことは御指摘のとおりであります。が、事業団としては、厳しい状況の中で土地処分の推進に最大限の努力を行つてきました。そして、最終的に残る事業団の債務については、昭和六十三年の閣議決定に基づいて本格的処理を実施するものであります。

また、国有林野事業につきましても、平成三年に策定された経営改善計画におきまして、債務処理の財源として林野・土地売り払い収入を見込んでおりましたところですが、バブル経済の崩壊などにより林野・土地売り払い収入が予定を下回ったことが、財務状況の悪化の一因となつたものと考えております。今般、昨年十一月十七日の財政構造改革会議決定を受けて、累積債務の本格的処理を行うこととしたところでございます。

抜本的な経済構造改革を行わなければ財政再建是不可能、そのような御指摘もいただきました。

経済構造改革は、我が国経済の活力を向上させようとするものであり、税や歳出のさまざまな側面を通じて、健全な財政の確立に資するものであります。その一方、現在の財政構造をこのまま放置すれば、経済の活力が低下することも明らかであります。

また、国鉄清算事業団の債務の処理は一刻の猶

予もないという御指摘をいただきました。御指摘のとおり、事業団の債務の本格的処理は、国家的な課題として早急に実施すべきであると考えております。

また、国民に負担をお願いすることについても御意見をいただきました。

事業団の債務について、国民に負担をお願いしながらその本格的処理を実施することは、国鉄改革の総仕上げを行う上で避けては通れない課題です。あります。また、将来世代へ負担を先送りする形での処理を行うことは回避すべきであります。

御指摘のとおり、事業団の債務や年金負担を処理するためには国民に負担をお願いしなければなりませんが、こうした事業団の債務の本格的処理の必要性について、ぜひ御理解をいただきたいと考えております。

厚生年金移換金のJR負担についてのお尋ねもございました。

厚生年金移換金は、国鉄改革においては予定されていない負担であります。また、この処理を行ふ場合には、最終的にだれが負担することが一般的な経済構造改革を行わなければ財政再建が必要があると考えております。JR社員分の厚生年金移換金は、JRの社員の年金給付のための負担であることからすると、JRの負担とすることが合理的であり、こうした特定企業の社員の福利厚生のための負担を一般国民の負担とすることには不適当と判断をいたしました次第であります。

今後、国有林野事業が負担する債務につきましては、事業の健全な運営を確保するという観点に立ち、伐採量の見通しや木材価格の動向等を踏まえながら長期収支を試算し、この結果等を踏まえ、約一兆円としたものであります。その利子に対する一般会計からの繰り入れ措置を講じながら、今後五十年間で返済することとしております。

次に、国有林野事業の債務の返済についてお尋ねがございました。

今後、国有林野事業が負担する債務につきましては、事業の健全な運営を確保するという観点に立ち、伐採量の見通しや木材価格の動向等を踏まえながら長期収支を試算し、この結果等を踏まえ、約一兆円としたものであります。その利子に対する一般会計からの繰り入れ措置を講じながら、今後五十年間で返済することとしております。

厚生年金移換金は、国鉄改革においては予定されていない負担であります。また、この処理を行ふ場合には、最終的にだれが負担することが一般的な経済構造改革を行わなければ財政再建が必要があると考えております。JR社員分の厚生年金移換金は、JRの社員の年金給付のための負担であることからすると、JRの負担とすることが合理的であり、こうした特定企業の社員の福利厚生のための負担を一般国民の負担とすることには不適当と判断をいたしました次第であります。

一般会計に承継された債務の財源としてのたばこ特別税についてのお尋ねでありますが、あらゆる選択肢についての検討の結果、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の処理方策においては、まづ

政府としても、議員御指摘のように、これらにつきましては、今回、その負担者を国及び鉄道建設公団とし、JRの負担とはしないことを明確に決定いたしております。

次に、国有林野債務の問題についてお尋ねがありました。

これまで要員の合理化や事業の効率化、一般会計繰り入れの拡充等経営改善努力を尽くしてまいりましたが、木材価格の低迷等から財務状況が予想を上回って大幅に悪化し、従来どおりの方策では国有林野事業の使命が果たせなくなるおそれがありましたが、木価格の低迷等から財務状況が極めて大きいと考えられたことから、その抜本的改革を行おうとしているところであります。

次に、国有林野事業の債務の返済についてお尋ねがございました。

今後、国有林野事業が負担する債務につきましては、事業の健全な運営を確保するという観点に立ち、伐採量の見通しや木材価格の動向等を踏まえながら長期収支を試算し、この結果等を踏まえ、約一兆円としたものであります。その利子に対する一般会計からの繰り入れ措置を講じながら、今後五十年間で返済することとしております。

厚生年金移換金は、国鉄改革においては予定されていない負担であります。また、この処理を行ふ場合には、最終的にだれが負担することが一般的な経済構造改革を行わなければ財政再建が必要があると考えております。JR社員分の厚生年金移換金は、JRの社員の年金給付のための負担であることからすると、JRの負担とすることが合理的であり、こうした特定企業の社員の福利厚生のための負担を一般国民の負担とすることには不適当と判断をいたしました次第であります。

一般会計に承継された債務の財源としてのたばこ特別税についてのお尋ねでありますが、あらゆる選択肢についての検討の結果、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の処理方策においては、まづ

○國務大臣(松永光君) 江崎議員にお答えいたします。

一般会計に承継された債務の財源としてのたば

こ特別税についてのお尋ねでありますが、あらゆる選択肢についての検討の結果、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の処理方策においては、まづ

自助努力によってできるだけ返済し、残る債務を一般会計に承継することとし、その上で可能な限りの財源捻出努力を行い、どうしても足らざる部分について、たばこに税負担をお願いすることとしたものであります。

国有林野累積債務の一般会計の承継に伴い、これらの債務の利払い等により一般会計の負担が増加し、財政赤字のさらなる拡大要因となることから、一般会計の財源を補完するために譲ることとあります。たばこは特別税として創設するものであります。たばこと国鉄、林野の債務との間に受益、負担関係を認めて負担をお願いするものではないことを御理解いただきたいと思います。

なお、たばこ特別税は、特殊な嗜好品であり、景気動向に比較的左右されない安定的な財源を確保できるいわゆる財政物資であるたばこについて、最近の価格に占めるたばこ税の負担割合の低下を回復する範囲で負担を求めるとしたものであることも、あわせて御理解を願いたいと思います。

郵便貯金特別会計の特別繰り入れ措置の趣旨及びその特別措置の期限についてのお尋ねであります。この特別繰り入れ措置は、財政構造改革会議企画委員会等における国鉄長期債務についてのあらゆる処理方策の検討の中で、郵貯特会の積立金の性格や状況等を総合的に勘案した上、国の財政が非常事態にあることにかんがみ、一般会計が承継する国鉄清算事業団の有利子債務の利払い財源の確保のため、平成十年度から平成十四年度ま

での五年間における特例措置として決められたものであります。

また、この特別繰り入れについては、将来郵貯特会に戻すのかとのお尋ねでありますが、今般の特別繰り入れは一般会計の財源確保のためのものであり、この特別繰り入れに対応する繰り戻し規定は設けておりません。

次に、国鉄長期債務及び国有林野債務の問題は、税収増と行財政の見直しによる財政再建を通じて処理すべきであるとの御指摘がありますが、国鉄長期債務及び国有林野債務のこの問題は、財政構造改革をなし遂げる上で何としても円滑に処理していくことが必要であります。今回、御理解をいたきたいと思う債務を一般会計に承継することとし、その上で重要な課題であります。今回の処理方策においては、まず自助努力によってできるだけ返済し、残る債務を一般会計に承継することとし、その上で可能な限りの財源捻出努力を行い、どうしても足らざる部分について、たばこ特別税という形でたばこに負担をお願いすることとしたものであります。

一般に、財政構造改革を進めるに当たっては、行政の各分野においてます歳出の改革と縮減に取り組むべきであることは当然のことと考えております。

次に、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の元本償還の財源についてのお尋ねでありますが、たばこ特別税の一部を充てるほか、当面は一般会計の歳出歳入両面における努力により対応する」ととし、最終的には利払い費及び年金負担が縮小

していくことに伴い確保される財源等により対応することとしております。

また、国有林野累積債務についても、当面は一般会計の歳出歳入両面にわたる努力により対応することとし、最終的には将来の国有林野特会の剩余金により確保される財源により対応することとしております。

いずれにせよ、国鉄長期債務及び国有林野累積債務については、一般会計に承継した後に、元本も含め一般会計の債務として処理していくこととしており、御理解をいたきたいと思う次第であります。(拍手)

〔國務大臣藤井孝男君登壇〕

○國務大臣(藤井孝男君) 江崎議員にお答えいた

まず、国鉄清算事業団の債務の処理は一刻の猶豫もないとの御指摘であります。まさにそのとおりでございます。事業団が抱える債務の償還や年金負担の支払いを適切に行っていくためには、その本格的処理を行うことは緊急を要する課題であり、このため、政府といたしましては、本年十月一日にその実施をお願いすることとしたものであります。

次に、国鉄清算事業団の債務の処理のために一般国民に負担をお願いすることについてのお尋ねがありました。

うことは国鉄改革の総仕上げを行っては通れない課題であります。また、将来世代へ負担を先送りするという形での処理を行うことは回避すべきであります。御指摘のとおり、事業団の債務や年金負担を処理するためには一般国民に負担をお願いしなければなりませんが、こうした国鉄長期債務の本格的処理の必要性について、ぜひとも御理解を賜りたいと考えております。

次に、厚生年金移換金のJR負担に関するさまざま論議についてお尋ねがございました。

第一に、移換金は既に国が負担することが決定されているとの論議でありますが、移換金は国鉄改革では全く予定されていない負担であり、また、事業団が負担する移換金を最終的にだれが負担するのかは、いまだ決定されていない問題であります。

第二に、JRは国鉄期間分の年金には無関係であるとの論議でありますが、国鉄改革では、共済年金という職員の福利厚生の問題につきましては、職員の利益を守るために共済制度を継続して国鉄期間との連続性を確保し、年金制度の原則に従つて鉄道共済において過去の国鉄期間分の年金を支えることとしたものであります。

第三の御質問でございますが、今回の措置が我が国の民営化政策に対する海外の信頼を失うのではないかという論議でありますが、JR社員分の移換金はJRの社員の福利厚生のための負担であることからすれば、民営化された企業として自分で負担することが合理的な負担であり、今回の措置は、民営化政策に反するようなものではないと考えております。

次に、今回の移換金の負担がJR北海道、JR

官報(外)

四国、JR九州及びJR貨物の経営に与える影響についてのお尋ねでございますが、今回の移換金負担は、その分がJR各社の経費増となり、その場合、JR北海道、JR四国及びJR九州につきましては、平成十三年度までに株式上場が可能な経営状況になるという経営目標達成に、またJR達成については、平成十三年度までに完全民営化貨物については、この黒字体質の定着を図るという経営目標達成に影響を与えることは否めないところであります。このため、運輸省といたしましては、JR北海道等四社について、各社の経営目標達成に配慮し、従来からの支援策に加え、経営基盤の強化等を図る観点から、新たに日本鉄道建設公団から無利子資金貸付制度を創設する等の措置を講ずる所存であります。

次に、今回の移換金の負担がJR株式の株価に与える影響についてのお尋ねでありますが、株価はさまざまな要因を背景に自由な市場の需給関係で決まってくるものであることから、今回の事業団の債務の処理方策の株価への影響を特定することは困難でございます。

最後に、国鉄清算事業団職員の雇用対策についてのお尋ねであります。事業団職員の雇用対策については、平成八年十二月の閣議決定に基づき、平成九年度より既に対策を実施しております。この結果、事業団プロパー職員数は、平成八年度首の千九百名から平成十年度首には約一千百名まで減少したところであります。事業団の廃止に当たっては、その職員の雇用の安定確保が何よりも重要と認識しており、今後とも、関係各方面の協力も得ながら、事業団職員の雇用対策に万全を期してまいる所存でございます。(拍手)

(國務大臣島村宣伸君登壇)

平成十年五月七日 衆議院会議録第三十五号

四国、JR九州及びJR貨物の経営に与える影響についてのお尋ねでございますが、今回の移換金負担は、その分がJR各社の経費増となり、その場合、JR北海道、JR四国及びJR九州につきましては、平成十三年度までに株式上場が可能な経営状況になるという経営目標達成に、またJR達成については、平成十三年度までに完全民営化貨物については、この黒字体質の定着を図るという経営目標達成に影響を与えることは否めないところであります。このため、運輸省といたしましては、JR北海道等四社について、各社の経営目標達成に配慮し、従来からの支援策に加え、経営基盤の強化等を図る観点から、新たに日本鉄道建設公団から無利子資金貸付制度を創設する等の措置を講ずる所存であります。

次に、今回の移換金の負担がJR株式の株価に与える影響についてのお尋ねでありますが、株価はさまざまな要因を背景に自由な市場の需給関係で決まってくるものであることから、今回の事業団の債務の処理方策の株価への影響を特定することは困難でございます。

最後に、国鉄清算事業団職員の雇用対策についてのお尋ねであります。事業団職員の雇用対策については、平成八年十二月の閣議決定に基づき、平成九年度より既に対策を実施しております。この結果、事業団プロパー職員数は、平成八年度首の千九百名から平成十年度首には約一千百名まで減少したところであります。事業団の廃止に当たっては、その職員の雇用の安定確保が何よりも重要と認識しており、今後とも、関係各方面の協力も得ながら、事業団職員の雇用対策に万全を期してまいる所存でございます。(拍手)

○國務大臣(島村宣伸君) 江崎議員にお答えいたしました。

私はに対する御質問は、国有林野事業特別会計が負担する債務の返済についてであります。今後の国有林野事業の長期収支につきましては、一、収穫量は、今後の資源の成熟、長伐期化等、公益的機能重視への転換を踏まえ将来的に増加するこ

と、二、木材価格は、これまでの価格動向を踏まえ、今後も横ばいに推移すること、三、林野・土地等の売り払いについては実績等を踏まえて算定すること、四、公益林については、その管理等にかかる経費に対し一般会計からの繰り入れを行うこと、五、経営改善努力による支出の節減を図ることなどの前提のもとに試算した結果、今後五十年間で約一兆円の剩余が見込まれるところであります。

このように長期収支の試算結果を踏まえ、国有林野事業が負担する債務を約一兆円とし、その利子については一般会計からの繰り入れにより債務の累増を防止した上で、今後五十年間で返済することとしているところであります。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 平賀高成君
(平賀高成君登壇)
○平賀高成君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案、森林法の一部を改正する法律案、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求める件、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の

保証に係る特別措置法案の六法案について質問をいたします。

旧国鉄長期債務の処理スキームの特徴は、巨額

な長期債務のほとんどを何の責任もない国民に負担を転嫁することにあります。長期債務は、この

年間で減るどころか、二十五兆五千億円の債務

が二十八兆円に膨れ上がっております。処理スキームは、有利子、無利子債務二十三・五兆円の

すべてを一般会計に移し、六十年間かけて償還す

るというものです。これは、利子を含めると數十

兆円を超える巨額の負担を国民にツケ回しするも

のであり、絶対に認めるわけにはいきません。

(拍手)

国鉄の分割・民営化の最大の課題は、旧国鉄長期債務の解消ということでした。当時、運輸大臣であった橋本首相は、国民の負担を圧縮すると約束していました。ところが、国民負担は圧縮どころか二倍にふえているではありませんか。橋本首相の責任ある答弁を求めます。

さらに、処理スキームは、長期債務の大半を一般会計に移しかえるだけであり、何ら抜本的処理

策にはなっていないのです。毎年一兆円近い国

債費が上積みされ、財政危機をさらに深刻化させ

るのです。財政構造改革法のもとでは、このツ

ケは大幅な歳出削減につながり、社会保障費や教

育費、中小企業関連予算など、国民生活関連予算

に大きな影響を与えることは明らかです。そこで

はないと言えるのですか。橋本首相の答弁を求める

ます。

そもそも旧国鉄の長期債務はなぜ発生したかと

いうことです。それは、歴代自民党政権が国鉄を

高度成長政策に奉仕させ、巨額の設備投資を借金

で行わせてきたこと、道路には巨額の予算を投入してモータリゼーションを促進しながら、国鉄に赤字を理由に運賃値上げとサービス切り捨てをやらせ乗客離れを引き起こしてきたこと、大企業貨物に対する出血サービス、資材購入や工事発注でのゼネコン、大企業言いなりなど、国鉄を大企業の食い物にしてきたことがあります。

その上に、債務処理計画そのものが土地とJR

株式の高値売却を当てにしたバブルを前提にした

ものであり、当初から計画が狂い、金利負担に追われ、そのために借金を繰り返すなど、債務を累

増させていました。

この間、新幹線をJR三社に譲渡した後、新幹

線の譲渡收入の一部を債務返済に充てず整備新幹

線建設費に流用するなど、政府は極めて無責任な

対応に終始をしてきました。債務の元本償還も、

当面歳出で対応するというので、何ら具体的に

なってはおりません。国民への新たな負担なしに

抜本的処理対策を行なうべきです。橋本首相の明確な答弁を求めます。

私は、昨年四月の衆議院本会議で、長期債務の発生要因に即して債務処理の解決を図るべきであるとして、国民に負担を転嫁することは認められないという立場から、緊急策として、借入金の低利借りかえを行い債務負担を軽減する、JR本州三社に応分の追加負担を求める、抜本対策として、道路特定財源などを繰り入れた総合交通特別会計を創設して解決を図るという債務処理の三つの方向を提案をいたしました。この方向こそ解決の道であることがいよいよはっきりしてまいりました。

今回、財投資金分についての繰り上げ償還を行

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案等の趣旨説明に対する平賀高成君の質疑 日本国鉄清算事業団の債務等の処理に関する法律案等の趣旨説明に対する平賀高成君の質疑

官 報 (号 外)

うことにより年間一千五百億円の金利負担が軽減されること、一步前進と言えるものです。我が党はいち早く低利借りかえを求めてきましたが、政府はもっと早くこうした措置をとるべきでありました。

JRの追加負担については、年金債務の負担という手段ではなく、長期債務発生の原因と経過に照らして応分の負担を求めるべきであります。JR北海道、四国、九州の三社には、もともと債務を承継させないことになっています。同時に、この三社とJR貨物は赤字構造のもとで経営破綻を来しております。こうしたJR四社に年金債務の

追加負担をさせ、その穴埋めのための新たな支援措置を行うというのは、政府の自己矛盾にはかならないものです。運輸大臣の答弁を求めます。

JR本州三社は、国鉄改革法によって債務を承継する法的責任を持たされています。承継債務額は、各社の経営見通しの試算に基づいて、営業収入の一%から二%程度の利益が生まれることを前提に決められています。ところが、本州三社の実際の経営は試算よりもはるかに大きな利益を上げ、営業収入も大幅に超えています。さらに、承継債務額の決定は、JRが承継した資産とは何ら関係なく行われたものです。優良資産や事業の承継規模からしても、分割・民営化時の債務承継額は明らかに過少な負担であったのです。

JR本州二社は、優良な資産を帳簿価格で承継しました。こうして国民の財産をただ同然で手に入れ、駅ビルやホテル、百貨店などの事業に活用して大もうけできる仕組みをつくったのです。現に、JR移行後の九年間で、JR東日本は四十二の駅、ビルを建設、改良しています。しかも、簿価

で手に入れた鉄道事業用地を時価で売却するなど、国民の財産をもうけのために切り売りしています。JR本州三社には負担すべき道理も追加債務を受け入れる体力もあり、応分の負担を求めることは当然のことあります。橋本首相及び運輸

大臣の見解を求めます。

抜本的処理策を立てるためには、道路特定財源を含む総合交通特別会計をつくることです。歴代自民党政権は、道路投資などに巨額の国費をつきぎ込んできました。国鉄の場合は、九割以上が借金で賄われてきました。こうした道路投資偏重政策のゆがみにメスを入れるべきです。今深刻な財政

危機のもとで、限られた財源を道路、鉄道、港湾、空港にバランスよく配分することは避けて通ることができない課題になっています。そのためには、揮発油税など道路特定財源や港湾整備・空港整備特別会計、鉄道予算を一本化した総合交通特別会計を創設することが不可欠です。こうしてこそ、旧国鉄長期債務を国民への新たな負担なしで処理する展望を切り開くことができるのです。

国有林野事業の三兆八千億円に及ぶ累積債務の原因と責任は政府・自民党にあることは明らかです。国有林野事業に独立採算制を押しつけたまま木材の輸入自由化を進めたことが、累積債務発生の第一の原因です。一九五六年からの一連の木材の輸入自由化によって安価な外材が大量に輸入を

され、国産材の価格が低下し、国有林野事業の経営収支の恒常的赤字発生の基本的な原因となつたのです。自民党政権は、国有林野事業を単独で採算がとれない環境に追い込んでおきながら、独立採算制を押しつけてきたのです。

資金を投入してきたことです。七八年度に制度化された改善計画で財投資金の導入が積極的に位置づけられ、その後、財投資金投入が一気に進み、八四年度には利払いだけでも一千億円を超える、八七年度からは財投資金による償還金の借りかえも

始まり、泥沼化しました。しかし、自民党政
は、累積債務の原因である根幹の枠組みをそのまま
ま続け、累積債務を三兆八千億円に拡大してきま
した。

このように、累積債務の原因と責任は自民党政
府にあることは明瞭であります。橋本首相の見解
を聞いています。

さらに、国有林野事業の木材生産からの撤退とともに、宮林署は一万五千人の職員を大幅に削減するとともに、宮林局と宮林署の最終的再編を行い、宮林局は森林管理局にして半減化し、二百二十九の宮林署は九十八の流域単位の森林管理署に縮減されることになります。これは国有林野事業の事実上の機能停止であり、宮林署の廃止は、深刻な状況に置かれている過疎地域の経済に打撃を与えることになります。

ものではありませんか。農林水産大臣の答弁を求めます。

国有林野事業特別会計は、企業的運営を維持しながら一兆円の累積債務を引き継ぐことになります。その元本償還には国有林野事業からの収益を充てることになりますが、木材生産からの撤退の

中では、収益源は国有林野の資産売却しかなく、国有林野の切り売りが続くことになり、それは国有林野の一層の荒廃を招くものです。国民が求めているのは、国有林野の荒廃ではなく、公益的機能を十分に發揮させることであります。

債務処理の償還財源も重大です。たゞ一と旧国

鉄や国有林野事業の債務とは何の関係もないものであり、郵便貯金の累積黒字は、本来預金者に還元されるべきものであります。道路特定財源の活用など道理ある方策を否定する一方で、国民に新たな税負担を求めるやり方には何の道理もなく、

取りやすいところから取るという以外に、合理的な負担理由は見当たらないものです。これらを債務処理の財源とすることは到底認められないものであります。たゞ特別税の新設は、新たな税負担を国民に求めるものです。なぜたゞこと郵便貯金に負担を求めるのか、大蔵大臣の明確な答弁を求めます。

最後に、法案は、歴代の自民党政権の失政である旧国鉄長期債務や国有林野事業の累積債務のツケを、何の責任もない国民に負担を転嫁するものであり、容認できないことを強く指摘して、私の質問を終わります。(拍手)

まず、国鉄清算事業団の債務の増加とその責任についてのお尋ねがありました。

国鉄長期債務の処理につきましては、昭和六十三年の閣議決定に基づき、まず資産の処分に全力を挙げてまいりました。収入面では、土地売却の見合わせや株式市況の低迷、阪神・淡路大震災の影響等から、結果的に思いどおりに進まなかつたことは御指摘のとおりです。一方、支出面で、国鉄改革により負担することとされました債務や年金等の支払いに加え、改革後に新たに年金関係の負担を負つたこともあり、その結果、債務が増加をすることに至りました。遺憾だったと存じます。

そして、政府としても、これまで約一兆六千億円に上る国庫補助金の交付や一般会計による事業団の有利子債務の承継など、その時々の情勢で、国鉄長期債務の処理にさまざまな措置を講じてまいりました。事業団の債務について、国民に負担を求めるながらその本格的処理を実施することは、国鉄改革の総仕上げを行う上で避けて通れない課題であります。また、事業団の資産が減少した今日、その本格的処理を早急に実施することは極めて重要な課題だと考えております。こうした事業団の債務の本格的処理の必要性について、御理解をぜひ願いたいと思います。

次に、処理スキームについてもお尋ねがあります。国鉄長期債務の処理策につきましては、昨年六月の閣議決定、すなわち「財政構造改革の推進について」におきまして、将来世代に負担を先送りするという形での安易な処理を回避するため、国民の理解と納得が得られるよう、あらゆる方策に個別具体的に検討を行い、平成九年中に成案を得ることとするされ、これを受けて、あらゆる選択肢を視野に入れながら財政構造改革会議の場で議論をいたしました。

その結果、取りまとめられた処理策は、それぞれ困難な事情がある中で、歳出の削減、郵貯特会からの特別繰り入れなどのさまざまな財源を確保していくと同時に、最終的には、ぎりぎりの努力を行っても埋められない財源不足の部分を税負担という形でお願いをすることいたしております。

次に、国鉄長期債務の処理の経緯及び今後の処理源というお尋ねがありました。

内閣は、地価高騰問題に対応するための土地売却の見合せなどからなかなか思いどおり進まず、結果的に債務が増加したことは事実であります。その間、政府としても、できる限りの措置を講じてまいりました。

また、新幹線の譲渡益につきましては、我が国の幹線鉄道の高速化の要請にこたえていくため、国会における御審議を経て整備新幹線の建設財源に充てることとしたものであります。

さらに、国鉄長期債務の元本償還に要する財源について、たばこ特別税の一部を充てるほか、

当面は一般会計の歳出歳入両面にわたる努力に対応することとしますが、最終的には利払い費及び年金負担が縮小していくことに伴い確保される財

源などにより対応することとしております。いず

れにせよ、一般会計へ承継した後に、元本も含め

一般会計への債務として処理していくこととして

おり、御理解をお願いを申し上げます。

次に、JRの本州三社に応分の負担を求めるべきだという御指摘をいただきました。

国鉄改革につきましては、JRは、当

時予測に基づいて、最大限の債務を負担して発

足をいたしました。結果として経営が好調である

ことをもって、その債務の一部をさらにJRの負

担として追加することは適当ではないと思いま

す。

国鉄改革時の債務につきましては、JRは、当

時厚生年金移換金の負担についてのお尋ねであります。

JRの社員分の移換金は、JRの社員の福

利厚生のための負担であることからすれば、この

負担自体は、JR各社が応分の負担を負わざるを

得ない性格のものであると考えております。他方

で、御指摘のJR四社につきましては、完全民営

化の実現及びその株式の処分の推進を図ることが

必要であり、このため、年金関係の負担の問題と

は別問題として、必要な支援措置を講じようとす

ります。(拍手)

○國務大臣(松永光君登壇) 平賀議員にお答えをい

たします。

国有林野事業の組織・要員についてのお尋ねで

います。

次に、国有林野債務の問題についてお尋ねがあ

ります。輸入自由化は、木材価格低迷の遠因ではござ

ります。輸入自由化は、木材価格低迷の遠因ではござ

ります。

次に、国有林野債務の問題についてお尋ねがあ

ります。

次に

ですが、今後の国有林野事業につきましては、これまでの木材生産等の事業を主体としたものから、公益的機能の維持増進に重点を置いた森林管理等の業務を主体としたものに移行することとしております。また、事業の運営に当たっては、その効

官 報 (号 外)

平成十年五月七日 衆議院会議録第二十五号 議長の報告

<p>(政治倫理審査会委員辭任及び補欠選任)</p> <p>、昨六日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>政治倫理審査会委員</p>	
<p>田中 和徳君</p>	<p>谷 洋一君</p>
<p>滝 実君</p>	<p>宮本 一二君</p>
<p>松本 純君</p>	<p>戸井田 徹君</p>
<p>生方 幸夫君</p>	<p>池田 元久君</p>
<p>桑原 豊君</p>	<p>田中 慶秋君</p>
<p>(議案提出)</p>	
<p>村山 富市君</p>	<p>嵐山健治郎君</p>
<p>大島 理森君</p>	<p>平林 鴻三君</p>
<p>嵐山健治郎君</p>	<p>村山 富市君</p>
<p>(議案提出)</p>	
<p>、去る四月三十日、議員から提出した議案は次のとおりである。</p>	
<p>国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律案(原田昇左右君外五名提出)</p>	
<p>、去る四月三十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。</p>	
<p>日本国の大衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間ににおける後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件</p>	
<p>(議案受領)</p>	
<p>、去る四月三十日、參議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。</p>	
<p>検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律に関する法律案</p>	

(議案付託)

一、去る四月三十日、委員会に付託された議案は、次のとおりである。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

一、昨六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

保護司法の一部を改正する法律案(内閣提出第十七六号)(參議院送付) 法務委員会 付託

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特別に関する法律案(内閣提出第一〇七号)

公職選挙法改正に関する調査特別委員会 付託
(議案送付)

一、去る四月三十日、參議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案

国民健康保険法等の一部を改正する法律案

一、去る四月三十日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

中高一貫教育の推進に関する法律案(藤村修君外三名提出)

一、昨六日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(原田昇左右君外五名提出)

(議案通知)

一、去る四月三十日、參議院送付の次の内閣提出案を可決した旨參議院に通知した。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法

（法律案）
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案
（議案通知書受領）

一、去る四月三十日、參議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、去る四月三十日、參議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案

農地法の一部を改正する法律案

地方自治法等の一部を改正する法律案

電気通信分野における規制の合理化のための關係法律の整備等に関する法律案

（議案撤回）

一、去る四月三十日、次の議案は委員会において撤回を許可した。

行政情報の公開に関する法律案（倉田栄喜君外七名提出、第百四十一回国会衆法第一一号）

（議案撤回通知）

一、去る四月三十日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨參議院に通知した。

行政情報の公開に関する法律案（倉田栄喜君外七名提出、第百四十一回国会衆法第一一号）

（予備的調査報告書写し受領）

一、去る四月三十日、厚生委員長から議長あて、次の予備的調査報告書の写しを受領した。

後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案策

（質問書提出）

一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

大蔵省の調査及び処分などに関する質問主意書
（保坂展人君提出）

一、昨六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本共産党幹部宅盜聽事件の事実認定と責任所在などに関する再質問主意書（保坂展人君提出）

（答弁書受領）

一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員保坂展人君提出死刑の必要性、情報公開などに関する第三回質問に対する答弁書

平成十年二月二十七日提出

質問主意書

死刑の必要性、情報公開などに関する第三回質問主意書

提出者 保坂 展人

二月十七日提出の「死刑の必要性、情報公開などに関する再質問主意書」（以下「再質問主意書」とする）に対する三月二十四日の政府答弁書（以降「答弁書」とする）は、死刑に関する従前の答弁書よりやや具体性を持つ内容となつたが、依然として「役所言葉」とでも言うべき閉鎖的、抽象的で国民、納税者になじまない用語を使つてゐる。ま

た、答弁が明確でない箇所や合理性を欠く部分、従前と趣旨が異なる答弁もあるので、以下第三回質問をする。

国政が公正、適正に運営されているかどうかの調査を行おうとする議員に対し「個々具体的な事項は答弁を差し控えるなど」という答弁は、国政に対する検証はもとより、問題点の指摘や議論を封じ込める姿勢と受け止めざるを得ない。三権の中で行政のみが情報を独占した上で、超然と権力の行使に当たり、多くの人の命を奪った戦争などの悲惨な歴史に照らし、こうした態度は直ちに改められるべきである。とりわけ、国が人命を奪う死刑は運用に誤りがあった場合取り返しがつかない問題であり、立法府には公正、適正に運用されているかどうか検証する重大な責務があると考える。「個々具体的なことは答弁できません。刑罰も見せられませんが、ちゃんとやってますから大丈夫です」という姿勢は国民主権、三権分立を定めた憲法に背く態度であり、第二回質問に当たっては、答弁姿勢の是正を強く求める。今般の答弁姿勢は間もなく国会に上程される情報公開法案の審議にも大きく影響すると考える。

なお、第二回質問に当たり、再質問を提出した二月十七日以降、地下鉄サリン事件の実行犯とされるオウム真理教の元医師林郁夫被告に対して、東京地検が組織犯罪の解明に前例のない協力をしたことや被害者の遺族が極刑を求めていないことを理由に無期懲役を求刑したほか、死刑を含む法定刑が盛り込まれた組織犯罪対策法案が国会に上程され、死刑をめぐる論議に大きな影響を与えたため、新たな質問項目も一部付け加えた。

（1）一般的に事実関係、情報が十分に公開さ

れていないテーマについて、世論調査を実施する場合、回答者には前提として必要な情報を提供しなければならないと考える。また、世論調査の結果が調査する側にとって都合のいいものになっているとの批判、誤解を避けるためには、どうすればいいと考えるか。

（2）答弁書の「（1）」によると、

死刑制度の存廃についての一九九四年総理府世論調査の選択肢は「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」「場合によっては死刑もやむを得ない」「わからない」・概に言えない」となっていたようだが、この選択肢はだれが決めたのか。また、回答者には必要な情報が十分に提供されていたか。

（3）前記の選択肢に「場合によっては死刑廃止もやむを得ない」「どんな場合でも死刑は必要である」という項目がないのはなぜか。

（4）答弁書「（2）」に記載された一九五六年から八九年に実施された五回の世論調査では、「どんな場合でも死刑を廃止しよう」という意見に賛成か、反対か」と質問したようだが、単に「死刑を廃止しよう」という意見に賛成か、反対か」と質問しなかったのはなぜか。

（5）「今後も、死刑制度の存廃を考える上で参考に資するため、必要に応じて、死刑の制度に関する世論調査の実施を検討することとしている」とあるが、現在検討しているか。

（6）答弁書「（3）」についてに記載された（7）二月十三日付け政府答弁書では、死刑制度の存廃は「基本的に各國において当該国の国民感情、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて慎重に検討されるべきものであり、それぞの国において独自に決定すべきものと考へている」として、今回答弁書で「諸外国における動向や経験も参考にする必要がある」と考へている」と付け加えたのはなぜか。

か。あるいはどういう根拠に基づく意見か。

（7）二月十三日付け政府答弁書では、死刑制度の存廃は「基本的に各國において当該国

の国民感情、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて慎重に検討されるべきものであり、それぞの国において独自に決定すべきものと考へている」として、今回答弁書で「諸外国における動向や経験も参考にする必要がある」と考へている」と付け加えたのはなぜか。

（8）「諸外国における動向や経験も参考にするために、現在どのような調査や実情把握、その他の措置を講じているか。

（9）答弁書「（5）」については、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「規約」とする）は「為政者等の個人又は団体の恣意により個人の生命を奪うことは許されず、個人の命を奪う場合には、各國の法制に従い適正な法の手続に基づく必要がある旨を規定したものである」と考えることであるが、死刑の執行に当たり「為政者等の個人又は団体の恣意」を許さないために、どのような措置が講じられているか。また、立法府や司法がこうした「恣意」がないことを検証できるシステムを説明されたい。

（10）前記の「適正な法の手続に基づく死刑の執行がなされているかどうか、立法府や司法が検証できるシステムはあるか。

（11）規約が「死刑の存在を前提とした規定」と判断する根拠を明らかにされたい。

（12）報道によると、検察が死刑を求刑した事

件で、高裁が無期懲役の判決を宣告したため、上告したケースが昨年から今年にかけて、五件相次いだようだが、この五事件と

（6）について「記載の犯行の罪質、動機、態様、結果の重大性、遺族の被害感情、社会的影響の異同」を明らかにされたい。

（7）林郁夫被告には無期懲役を求刑し、前記五事件では裁判所の無期懲役判決を受けて死刑を求め続ける合理的な理由は何か。

（8）答弁書「（1）」によると、死刑制度の存廃は「国際社会で関心を集めている事項の一つである」と認識しているのに、なぜ情報の開示は「各国が判断すべきものである」と理解するのか、その理由と根拠を明らかにされたい。

（9）答弁書「（1）」によると、死刑に関する情報については、統計等により可能な限り公表しているものであって、現状で十分であるとの認識の下に「国連決議に参加した」とあるが、答弁書「（4）」によると、法務統計月報に掲載されていた月別の死刑執行件数を記載しなくなつた理由は、関係部局においてこれを登載したことから、登載を取りやめたものである

（10）「可能な限り」の情報公開とは、関係部局が「業務上の支障はない」とすれば、やめてしまふ程度のものか。

（11）答弁書「（1）」では「諸外国における公表の程度については、必要が生

によると、法務省は組織犯罪対策法案の国会上程に忙殺され、死刑執行のための準備ができない状況にあると言わっているが、事実か。

(2) 組織犯罪対策法案が国会に上程されたため、四月上旬に死刑を執行する準備を急いでいるのか。

右質問する。

内閣衆質一四二第一〇号
平成十年五月一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員保坂辰人君提出死刑の必要性、情報公開などに関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員保坂辰人君提出死刑の必要性、情報公開などに関する第三回質問に対する

答弁書

一の(1)について

世論調査は、調査テーマについて広く国民全体の意識を把握することを目的として、統計的理論に基づき無作為に抽出した者を対象に実施している。したがって、一般的に国民の間で事実関係、情報が広く認知され、かつ、関心が高いテーマを選定しているところである。なお、個々の質問の調査に当たっては、必要に応じ、調査員から語句の定義等の補足説明を行っている。

また、世論調査の実施においては、統計的理論に基づく調査対象者の抽出を行うとともに、設問についてもできるだけ中立客観的な聞き方

とし、御指摘の批判、誤解を受けることがないよう努めているところである。

一の(2)について

平成六年九月実施の総理府世論調査における死刑制度の存廃に関する質問は、法務省において案を作成し、総理府において世論調査実施の専門的機関としての見地から検討を加えて、作成されたものである。

当時、死刑制度の存廃の問題に関しては、新聞等による報道、各種出版物等を通じて、死刑判決が言い渡された個々の事件の内容等はもとより、様々な議論、諸外国の動向等が伝えられていたものと認識している。

一の(3)について

平成六年九月実施の総理府世論調査における死刑制度の存廃に関する質問については、死刑制度の存廃に関する我が国の議論があらゆる犯罪について死刑を全面的に廃止すべきか否かというものであることを踏まえて、「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」及びこれに対応する反対意見である「場合には死刑もやむを得ない」並びに「わからない・一概に言えないと」との選択肢が適切であると考えられたものである。

一の(4)について

死刑の必要性、情報公開などに関する再質問に対する答弁書(平成十年三月二十四日内閣衆質一四二第一〇号。以下「前回答弁書」という。)

一の(4)についてでは、死刑制度の存廃の問題を考えるに当たって、諸外国における動向や経験も参考にする必要があると考えているので、その旨お答えしたのであるが、この問題は、基本的に各國において当該国の国民感情、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて慎重に検討されるべきものであり、それぞれの国において独自に決定すべきものと考えていることに変わりはない。

一の(8)について

従来から、死刑制度に関する種々の資料、文献の収集、種々の国際会議における各國の対応等から、必要に応じて可能な範囲で諸外国における死刑制度の存廃、復活に関する動向や経験の把握に努めているところである。

一の(5)について

死刑制度の存廃に関する動向、平成六年九月

死刑制度に関する世論調査を実施してからの経過年数等を踏まえ、必要に応じて、死刑制度に関する世論調査の実施を検討することとしている。

一の(6)について

死刑制度の存廃等に関する種々の文献等において、ドイツ連邦共和国については、ナチスによる死刑の乱用の経験があつた旨、イギリスについては、謀殺について死刑が絶対刑として定められていたことがあつた旨それぞれ記述されている。

一の(7)について

死刑の必要性、情報公開などに関する再質問に対する答弁書(平成十年三月二十四日内閣衆質一四二第一〇号。以下「前回答弁書」という。)

一の(7)についてでは、死刑制度の存廃の問題を考えるに当たって、諸外国における動向や経験も参考にする必要があると考えているので、その旨お答えしたのであるが、この問題は、基本的に各國において当該国の国民感情、犯

罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて慎重に検討されるべきものであり、それぞれの国において独自に決定すべきものと考えていることに変わりはない。

一の(11)について

前回答弁書一の(5)についてで、市民的及び政治的権利に関する国際規約(昭和五十四年条約第七号)六条4及び5が死刑の存在を前提とした規定であるとお答えしたものが、同条4が「死刑を言い渡されたいかなる者も、特赦又は減刑を求める権利を有する。(以下略)」と規定し、同条5が「死刑は、十八歳未満の者が行った犯罪について科してはならず、(以下略)」と規定していることから、これらの規定は死刑の存在を前提としているものと認識している。

一の(12)について

昨年から現在まで、第一審の死刑判決を破棄して無期懲役を言い渡し、又は第一審の無期懲役の量刑を是認した控訴審の判決に対し、検察官が上告を申し立てた事件は、五件である。これらの事件及びいわゆる地下鉄サリン事件は、いずれも裁判所に係属中であるので、その犯行の罪質、動機、態様、結果の重大性、遭難の被

害感情、社会的影響等の異同について答弁することは差し控えさせていただきたい。

一の(13)について

具体的な事件においていかなる求刑が相当であるかは、検察官において、各事案ごとに各般の情状を併せ考察して個別に判断すべき事柄であり、これを単純に比較することはできない。

二の(1)について

死刑制度の存廃が国際社会で関心を集めているということと死刑に関する情報の開示を各国において判断すべきものであるということは、別問題である。

二の(2)について

法務統計月報は、本来、統計項目の月ごとの傾向を速報するという業務上の要請に基づいて、統計項目を決めているものであり、国連決議にいう情報公開とは異なる要請に基づいて刊行しているものである。

二の(3)について

諸外国における死刑に関する情報の公表については、現在でも国連事務総長報告書等により必要に応じて可能な範囲で把握している。

二の(4)について

誤りがあったものとは考えていない。

御指摘の「関係部局」とは、法務省刑事局及び同省矯正局を指している。

二の(5)について

例えば、米国テキサス州では、死刑の執行を受ける者がその執行に際し、立会人を選べることができるが、我が国においては、そのような法制度は採られていない。

二の(7)について

御指摘の問題は、その時々の社会情勢、国民感情等の計測困難あるいは不確定な要因にかかるものであるからである。

なお、法務総合研究所において御指摘のテーマについて研究した例はない。

三の(1)について

御指摘の訴訟については、調査し得た範囲で二十二件であり、それぞれの概要及び訴訟の結果は、別紙のとおりである。確定した敗訴部分については、真摯に受け止めている。

三の(2)について

例えば、刑事確定訴訟記録法(昭和六十二年法律第六十四号)においては、保管検察官は、必要があると認めるときは、保管記録の保管期間を延長することができるが、必要があると認められるときは、保管記録に関連する民事訴訟の提起が合理的に推測される場合等である。

三の(3)について

御指摘の通達は、死刑確定者の面会及び信書の発送の許否に関し、心情の安定に配慮しつつその身柄を確保するという収容の目的等にかんがみ、監獄法(明治四十一年法律第二十八号)の趣旨にのっとった遺憾なき運用がなされることを目的として発出されたものであるところ、現在もなお有効であり、同通達自体に特段の問題があるとは考えていない。

四について

一般論として申し上げれば、恩赦不相当の結果の通知については、刑の執行の時期に關係なく行われているが、問題はないものと考えている。

五の(1)について

死刑の国際状況について、すべての死刑存置国及び廃止国歴史的経緯及び現状を把握しているわけではないが、千九百九十四年(平成六年)の第四十九回国連総会第三委員会における死刑決議案について、イタリア等の三十六か国が賛成票を投じたのに対し、我が国及び米国等の四十四か国が反対票を投じ、オーストラリア等の七十四か国が棄権したこと等、種々の国際会議等における各国の投票態度及び立場表明から判断して、死刑に関する各國の考え方は様々に分かれしており、その存廃について国際的に一致した意見はないと考えられる。

五の(2)について

国連においては、総会を始めとする各種機関で多くの決議がなされているが、それぞれの決議案への対応及び表决の結果を国会に報告することにしていない。

五の(3)について

死刑制度の存廃に関しては、前回答弁書一の(4)について、死刑に関する情報の公表に関しては、同答弁書一の(1)についてでそれぞれお答えしたとおりである。

死刑確定者の処遇などについても、諸外国における動向や経験も参考にしつつ、各國において、当該国国民感情、刑事法制度等の国内事情を勘案して、判断されるべきものと考えてい る。

五の(4)について

政府としては、今後とも検討を続けていきた い旨述べた。

六の(1)について

刑の執行停止、再審の請求又は非常上告等の

六の(2)について

死刑が確定した事件が再審により無罪となるに至った原因については、これらの具体的な事件の検査手続又は刑事裁判手続における検査官及び裁判所の判断にかかる事柄であるので、政府として答弁を差し控えたものであり、立法院の検討を妨げようとするものではない。

六の(3)について

検察当局においては、これらの事件に係る再審の判決において指摘されている問題点を踏まえて、信用性のある供述の確保とその裏付け検査の徹底、証拠物やその鑑定等の客観的な証拠の十分な収集、検討等に一層の意を用い、事件の適正な検査処理に努めている。

六の(4)について

刑具についての基本的な事項とは、開落式踏板上の受刑者の身体の自重によって絞首する機構と理解しており、基本的な事項については、異なるところはない。

死刑の執行などに関する質問に対する答弁書(平成十年一月十二日内閣衆質一四一第一二号)一の6についてでお答えしたとおり、個々具体的な死刑執行に関する事項については、答弁を差し控えてきたところである。

相当以前に御指摘の視察があつたこともうかがわれるが、その資料は見当たらない。

六の(5)について

個々具体的な死刑執行に関する事項については、答弁は差し控えさせていただきたい。

官報(号外)

別紙 死刑確定者の面会・信書の発受・物品の授受に関する訴訟

番号	概要	判決結果等
1	発信出願時に下書きを強制された。	第一審 国側勝訴 控訴審 国側勝訴確定
2	発信を不許可とされた。	第一審 国側一部敗訴確定
3	物品等の差入れを不許可とされた。	第一審 国側一部敗訴 控訴審審係屬中
4	外部交通の許可申請を不許可とされた。	第一審 国側勝訴 控訴審確定
5	外部交通を制限され、パンフレットの閲読等を不許可とされた。	第一審 国側勝訴 控訴審審係屬中
6	接見時間を制限された。他	第一審 国側勝訴 控訴審審係屬中
7	発信を不許可とされた。	第一審 国側勝訴 控訴審
8	外部交通の許可申請を不許可とされた。	第一審 国側勝訴確定
9	発信を不許可とされた。	第一審 国側勝訴 控訴審 国側勝訴確定
10	発信を不許可とされた。	第一審 国側勝訴確定
11	発信を不許可とされた。	第一審 国側勝訴 控訴審
12	発信を不許可とされた。	第一審 国側勝訴確定
13	差入許可処分を違法に取り消された。	第一審 国側勝訴控訴審
14	現金差入れを不許可とされ、接見を不許可とされた。	第一審 国側勝訴控訴審
15	発信等を不許可とされた。	第一審 国側勝訴控訴審
16	宅下げ等を不許可とされた。	第一審 国側勝訴控訴審
17	発信を不許可とされた。	第一審 国側勝訴控訴審
18	発信等を不許可とされた。	第一審 国側勝訴控訴審
19	発信書が、不許可返戻された。	第一審 国側勝訴控訴審
20	外部交通を制限された。	第一審 国側勝訴控訴審
21	面会を不許可とされた。	第一審 国側勝訴控訴審
22	面会を不許可とされた。	第一審 国側勝訴控訴審

(答弁通知書受領)

一、去る一日、内閣から、衆議院議員保坂辰人君提出組織犯罪対策法案と死刑に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十年六月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第一項後段の規定による通知書を受領した。

都市計画法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十年一月二十二日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

都市計画法の一部を改正する法律

都市計画法(昭和四十三年法律第二百四号)の一部を

次のように改正する。

第八条第一項第二号中「中高層階住居専用地区、商業専用地区、特別工業地区、文教地区その他の政令で定める」を削り、同条第一項第一号中「種類」の下に「特別用途地区にあつては、その指定により実現を図るべき特別の目的を明らかにした

特別用途地区の種類」を加える。

第九条第十三項中「において特別の目的からする」を「一定の地区における当該地区的特性にふさわしい」、「を図るために」を「上に」に改める。

改める。

第十二条の五第一項第一号イ及び第一号イ中「相当規模の」を削り、同号ロを同号ハとし、同号

イの次に次のように加える。

口 建築物の建築又はその敷地の造成が無秩

序に行われ、又は行われると見込まれる一

定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区

の環境が形成されるおそれがあるもの

でに答弁する旨の国会法第七十五条第一項後段

項第九号に掲げる地区にあっては港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第一項の重要な港

湾に係るものに、」を加え、「首都圏近郊緑地保全法」を「首都圏近郊緑地保全法」に改め、「第六条第二項の近郊緑地特別保全地区」の下に「に限る。」を加え、同項第三号中「こえる」を「超える」に改め。

第十二条第一項中「第十三条第一項第十四号」を「第十三条第一項第十五号」に改める。

第十三条第四項中「昭和二十五年法律第二百四十八号」を削る。

第三十四条各号列記以外の部分、同条第一号から第四号まで及び同条第六号から第八号までの規定中「行なう」を「行う」に改め、同条第八号の二中「集落地区計画」を「地区計画又は集落地区計画」に、「集落地区整備計画」を「地区整備計画又は集落地区整備計画」に改め、同条第九号中「行なう」を「行う」に改め、同条第十号イ中「行なう」を「行う」に、「うえに」を「上に」に改め、同号ロ中「行なう」を「行う」に改める。

（施行期日）
附 則
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特別用途地区に関する経過措置)

都市計画法の一部を改正する法律案及び同報告書

都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する

2 この法律の施行の際この法律による改正前の
都市計画法(以下「旧法」という)第八条第一項
第二号に掲げる地区に関し、決定されている都
市計画又は行われている都市計画の決定若しく
は変更の手続は、この法律による改正後の都市
計画法(以下「新法」という)第八条第一項第二
号に掲げる地区に関する都市計画又は都市計
画法の決定若しくは変更の手続とみなす。

(臨港地区に関する経過措置)
3 新法の規定によれば市町村が決定又は変更を
することとされる臨港地区に関する都市計画の
決定又は変更の手続であって、この法律の施行
の際に都道府県知事が旧法の規定に基づき
行っているもののうち、この法律の施行前に旧
法第十七条第一項(旧法第二十一条第二項)にお
いて準用する場合を含む)の規定による公告が
行われたものについては、なお従前の例によ
る。

4 新法の規定によれば市町村が決定又は変更を
することとされる臨港地区に関する都市計画
で、旧法又は前項の規定により都道府県知事が
決定又は変更をした都市計画は、新法の規定に
より市町村が決定又は変更をした都市計画とみ
なす。

理由

地域の実情に対応した市街地の整備の推進を図
るために特別用途地区の多様化及び臨港地区に関する
都市計画の決定権限の見直しを行うとともに、
市街化調整区域における良好な居住環境の維持及
び形成を図るために地区計画の策定対象地域及び開

発許可の対象範囲の拡大を図る必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付すことに決した。

右報告する。

平成十年五月六日

建設委員長 遠藤 乙彦

衆議院議長 伊藤宗一郎殿
(別紙)都市計画法の一部を改正する法律案に対する
附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 都市計画における地方への権限委譲に引き続
き努力とともに、事業が円滑に実施できるよ
う、地方公共団体の財源確保に十分配慮する

こととする。

二 市街化調整区域における地区計画の策定
(一) 市街化調整区域における地区計画の策定
対象地域を拡大することとする。

(二) 市街化調整区域における地区計画に適合
する開発行為を開発許可の対象に加えるこ
ととする。

三 重要港湾以外の港湾に係る臨港地区に関する
都市計画は市町村が定めることとする。

四 この法律は、公布の日から起算して六月を
超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

五 未線引都市計画区域においても用途地域の指
定を促進するなど、地域の実情に応じて計画的

に土地利用を誘導するため、都市計画区域全域において、用途地域、特別用途地区、地区計画等の各種手法の積極的な活用が図られるよう指導すること。

右提出する。

平成十年二月一十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに
関する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

右

都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに
関する法律の一部を改正する法律案

(都市再開発法の一部改正)

第一条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十
八号)の一部を次のように改正する。目次中「第八章 雑則(第百三十二条—第百四十
九条の二)」を「第八章 罰則(第百四十二条—第
八条)」を「第八章 再開発事業の計画の認
定(第百三十九条の二—第百三十九条の九)
四十八条」に改める。

第二条 第一条第一号中「法律」の下に「第七章を除く。」を加える。
第三条 第二号中「前項」を「前二項」に、
同項第二号を「第一項第二号又は前項」に改
め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に
次の二項を加える。

2 前項の都市計画区域以外の都市計画区域に
係る都市計画法第七条第四項の市街化区域の

整備、開発又は保全の方針においては、当該都市計画区域内にある計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区的整備又は開発の計画の概要を明らかにした都市再開発の方針を定めなければならぬ。

第七条の二第一項中「施行地区」の下に「若しくは第百一十九条の三の規定による認定を受けた第百一十九条の二第一項の再開発事業の同条四項」を「第百一十四条の二第三項」に改める。

第五十二条第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 特定事業参加者(第五十六条の二第一項の負担金を納付し、権利交換計画又は管理処分計画の定めるところに従い施設建築物の一部等又は建築施設の部分を取得する者をいう。以下同じ。)に関する事項

第五十二条に次の二項を加える。

3 地方公共団体は、施行規程において前項第五号の特定事業参加者に関する事項を定めようとするときは、原則として、特定事業参加者を公募しなければならない。ただし、施行地区となるべき区域内に宅地、借地権若しくは権原に基づき存する建築物を有する者又は当該区域内の建築物について借家権を有する者が地方公共団体が取得することとなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分をその居

住又は業務の用に供するため特に取得する必要がある場合において、これらの者を特定事業参加者として同号の特定事業参加者に関する事項を定めようとするときは、この限りでない。

4 地方公共団体は、施行規程において第二項第五号の特定事業参加者に関する事項を定めようとするときは、施設建築物の一部等又は建築施設の部分の価額に相当する額を負担するのに必要な資力及び信用を有し、かつ、取得後の施設建築物の一部等又は建築施設の部分を当該市街地再開発事業の目的に適合して利用すると認められる者を特定事業参加者としなければならない。

第五十三条第二項中「同条第二項及び第三項」を「同条第一項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「有する者」とあるのは「有する者又は第五十二条第二項第五号の特定事業参加者」と、同項及び同条第三項」に改める。

第五十六条の次に次の二条を加える。

(特定事業参加者の負担金)

第五十六条の二 地方公共団体が施行する市街地再開発事業における特定事業参加者は、政令で定めるところにより、権利交換計画又は管理処分計画の定めるところに従い取得する

こととなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分の価額に相当する額の負担金を地方公共団体に納付しなければならない。

2 特定事業参加者は、前項の負担金の納付について、相殺をもつて地方公共団体に対抗することができない。

(負担金の滞納処分)

第五十六条の三 地方公共団体は、特定事業参加者が前条第一項の負担金を滞納したときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。

2 前項の督促をするときは、政令で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。

3 第一項の督促を受けた特定事業参加者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方公共団体は、国税滞納処分の例により、同項の負担金及び前項の延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金に先立つものとする。

5 第四十二条の規定は、地方公共団体が第一項の負担金及び第一項の延滞金を徴収する権利について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一項」とあるのは、「第五十八条の二第一項」、同条第二項中「前項」とあり、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第五十八条の二第一項において準用する第五十六条の三第一項」とある。

第六条の三第一項」と読み替えるものとする。

第五十八条第三項中「第五十一條第二項」の下に「から第四項まで」を加え、「同項」を「第十六条の三第一項」と読み替えるものとする。

2 特定事業参加者は、前項の負担金の納付について、相殺をもつて地方公共団体に対抗することができない。

項」とあるのは「第五十八条の二第一項」とを加え、同条の次に次の二条を加える。

(特定事業参加者の負担金等)

第五十八条の二 公團等が施行する市街地再開発事業における特定事業参加者は、政令で定めるところにより、権利交換計画又は管理処分計画の定めるところに従い取得することとなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分の価額に相当する額の負担金を公團等に納付することができる。

2 第五十六条の二第二項及び第五十六条の三の規定は、前項の規定により特定事業参加者が負担金を公團等に納付する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは、「第五十八条の二第一項」、同条第二項中「前項」とあり、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第五十八条の二第一項において準用する第五十六条の三第一項」とある。

3 第一項中「前項」とあるのは、「第五十八条の二第一項において準用する第五十六条の三第一項」と、同条第五項中「第一項」とあるのは、「第五十八条の二第一項において準用する第五十六条の三第一項」とある。

4 第一項中「前項」とあるのは、「第五十八条の二第一項において準用する第五十六条の三第一項」とある。

5 第一項中「前項」とあるのは、「第五十八条の二第一項において準用する第五十六条の三第一項」とある。

6 第一項中「前項」とあるのは、「第五十八条の二第一項において準用する第五十六条の三第一項」とある。

7 第一項中「前項」とあるのは、「第五十八条の二第一項において準用する第五十六条の三第一項」とある。

8 第一項中「前項」とあるのは、「第五十八条の二第一項において準用する第五十六条の三第一項」とある。

9 第一項中「前項」とあるのは、「第五十八条の二第一項において準用する第五十六条の三第一項」とある。

10 第一項中「前項」とあるのは、「第五十八条の二第一項において準用する第五十六条の三第一項」とある。

11 第一項中「前項」とあるのは、「第五十八条の二第一項において準用する第五十六条の三第一項」とある。

12 第一項中「前項」とあるのは、「第五十八条の二第一項において準用する第五十六条の三第一項」とある。

13 第一項中「前項」とあるのは、「第五十八条の二第一項において準用する第五十六条の三第一項」とある。

14 第一項中「前項」とあるのは、「第五十八条の二第一項において準用する第五十六条の三第一項」とある。

15 第一項中「前項」とあるのは、「第五十八条の二第一項において準用する第五十六条の三第一項」とある。

16 第一項中「前項」とあるのは、「第五十八条の二第一項において準用する第五十六条の三第一項」とある。

17 第一項中「前項」とあるのは、「第五十八条の二第一項において準用する第五十六条の三第一項」とある。

18 第一項中「前項」とあるのは、「第五十八条の二第一項において準用する第五十六条の三第一項」とある。

19 第一項中「前項」とあるのは、「第五十八条の二第一項において準用する第五十六条の三第一項」とある。

20 第一項中「前項」とあるのは、「第五十八条の二第一項において準用する第五十六条の三第一項」とある。

し、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十四 特定事業参加者に与えられることとな

る施設建築物の一部等の明細並びにその特

第七十七条第一項中「参加組合員」の下に「又

第十一章第一項中「藝文編目」

は特定事業参加者」を加える

第八十三条第一項及び第二項中「有する者」の

下に「及び特定事業参加者」を加える。

第三項美多口音二四六同前等三項之表中

「参加者」を加へ 同様第三項の表

築施設の部分

に改め、同表第七十三条第一項第十四号の項中「第七十三条第一項第十四号」

第一項 第五十二条第二項第五号、第三項及び第四項第五十八条の二第一項、第五十八条の二第一項	建築施設の部分	施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利
第一百八十八条の七第一項第一号、第一百八十八条の九の見出し、同条第一項及び第七百一十八条の十一の見出し、同条第一項及び第七百一十八条の二十の見出し、同条第一項及び第七百一十八条の二十一の見出し、同条第一項及び第七百一十八条の二十二の見出し、同条第一項及び第七百一十八条の二十三の見出し、同条第一項及び第七百一十八条の二十四、第一百八十八条の二十三項、の二(見出しを含む。)	建築施設の部分	施設建築敷地又は施設建築物に関する権利
第一百八十八条の七第一項第十一号	その他	前各号に掲げるもののほか、管理処分の内容その他の施設建築敷地又は施設建築物に関する権利
第一百八十八条の二十一第一項	建築施設の部分を 建築施設の部分の 価額(建築施設の部分の 額)	前各号に掲げるもののほか、管理処分の内容その他の施設建築敷地又は施設建築物に関する権利
第一百八十八条の二十二第一項	建築施設の部分を 建築施設の部分の 価額(建築施設の部分の 額)	前各号に掲げるもののほか、管理処分の内容その他の施設建築敷地又は施設建築物に関する権利
第一百八十八条の二十三第一項	建築施設の部分を 建築施設の部分の 価額(建築施設の部分の 額)	前各号に掲げるもののほか、管理処分の内容その他の施設建築敷地又は施設建築物に関する権利
第一百八十八条の二十八第一項中「譲受け予定者」の下に「若しくは特定事業参加者」を加える。 第一百四十四条の次に次の一条を加える。	並びに公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業であつて、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。	ある公共施設の管理者の同意を得、かつ、当該再開発事業計画の実施により設置される公共施設を管理することとなる者その他の政令で定める者と協議しなければならない。
第一百四十五条の二、第一百四十三条の二又は前第六章の次に次の二章を加える。	前項の認定(以下この章において「再開発事業計画」という)を作成し、都道府県知事の認定を申請することができる。	再開発事業計画の認定をしようとする者は、その者以外に再開発事業を実施して権利を有する者がいるときは、当該再開発事業計画についてこれらの者の同意を得なければならない。ただし、その権利をもつて再開発事業計画の認定を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。
(再開発事業の計画の認定)	前項の認定(以下この章において「再開発事業計画」という)を申請しようとする者は、建設省令で定めるところにより、再開発事業に関する計画(以下この章において「再開発事業計画」という)を作成することができる。	前項の場合において、宅地又は建築物について権利を有する者のうち、宅地について所持権又は借地権を有する者及び権原に基づいて存する建築物について所有権又は借家権を有する者以外の者を確知することができないときは、確知することができない理由を記載した書面を添えて、再開発事業計画の認定を申請することができる。
第一百二十九条の二、建築物及び建築敷地の整備	再開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	再開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

六 再開発事業の資金計画	第七章 その他建設省令で定める事項
第一百二十九条の三 都道府県知事は、再開発事業計画の認定の申請があった場合において、当該申請に係る再開発事業計画が次に掲げる条件に該当すると認めるときは、再開発事業計画の認定をすることができる。	第一百二十九条の三 都道府県知事は、再開発事業計画の認定の申請があった場合において、当該申請に係る再開発事業計画が次に掲げる条件に該当すると認めるときは、再開発事業計画の認定をすることができる。
一 再開発事業区域が第二条の三第一項第二号又は第二項の地区内にあり、次に掲げる条件に該当すること。	イ 当該再開発事業区域内にある耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの建築面積の合計が、当該再開発事業区域内にあらべてすべての建築物の建築面積の合計のおおむね二分の一以下であることは、当該再開発事業区域内にある耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの敷地面積の合計が、当該再開発事業区域内のすべての宅地の面積の合計のおおむね二分の一以下であること。
二 再開発事業を実施する土地の区域(以下この章において「再開発事業区域」という)とこの章において「再開発事業」という)を経過しているものと同程度の機能低下を生じているもの	イ(1) 政令で定める耐用年限の三分の一を経過しているもの
三 建築する建築物の建築面積、階数、延べ面積、構造方法、建築設備、用途及び敷地面積	イ(2) 災害その他の理由により(1)に掲げるものと同程度の機能低下を生じているもの
四 整備する公共施設の種類、配置及び規模	イ(3) 延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下この号及び次号ハにおいて同じ。)の敷地面積に対する割合が、当該再開発事業区域に係る都市計画法第八条第一項第一号に規定する用
五 再開発事業の実施期間	

一部を改正する法律案及び同報左書

途地域に関する都市計画において定められた建築物の延べ面積の敷地面積に

対する割合(当該再開発事業区域の全部又は一部について定められた同号に規定する用途地域に関する都市計画以外の都市計画において建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度が定められている場合は、当該最高限度の割合)次号ハにおいて「基準割合」という。)の三分の一未満であるもの

(4) 都市計画施設である公共施設の整備に伴い除却すべきもの

口 当該再開発事業区域内に十分な公共施設がないこと、当該再開発事業区域内の土地の利用が細分されていること等により、当該再開発事業区域内の土地の利用状況が著しく不健全であること。

二 建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する計画が、第二条の三第一項第二号又は第二項の地区の整備又は開発の計画の概要に即したものであり、かつ、次に掲げる条件に該当すること。

イ 建築する建築物の階数を除く階数が二以上(耐火建築物であること)。

ロ 建築する建築物の建築面積が、建設省令で定める規模以上であること。

ハ 建築する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の基準割合に対する割合が、建設省令で定める割合以上であること。

二 建築する建築物の建築面積の敷地面積に対する割合が、建築基準法第五十二条の規定により建築面積の敷地面積に対する割合の限度が定められている場合にあつては、当該限度から建設省令で定める数値を減じた数値以下、同条の規定により建築面積の敷地面積に対する割合の限度が定められていない場合には建設省令で定める数値以下であること。

三 再開発事業区域の良好な都市環境を形成するよう必要な位置に適切な規模で配置されていること。

ホ 道路、公園その他の公共施設が、当該再開発事業区域の良好な都市環境を形成するよう必要な位置に適切な規模で配置されること。

四 再開発事業計画の内容が当該都市の機能の更新に貢献するものであること。

五 再開発事業の実施期間が当該再開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(再開発事業計画の認定通知)

第六百二十九条の四 都道府県知事は、再開発事業計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

(再開発事業計画の変更)

第六百二十九条の五 再開発事業計画の認定を受

けた者(以下この章において「認定事業者」という。)は、当該再開発事業計画の認定を受けた再開発事業計画(以下この章において「認定再開発事業計画」という。)の変更(建設省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときには、都道府県知事の認定を受けなければならぬ。

二 前一条の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収)

第六百二十九条の六 都道府県知事は、認定事業者に対し、認定再開発事業計画(前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条及び第六百二十九条の八において同じ。)に係る再開発事業の実施の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第六百二十九条の七 認定事業者の一般承継人は認定事業者から認定再開発事業計画に係る再開発事業区域内の土地の所有権その他当該認定再開発事業計画に係る再開発事業の実施に必要な権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該認定事業者が有していた再開発事業計画の認定に基づく地位を承継することができる。

附則に次の二項を加える。

第一条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

二 第百二十九条の四の規定は、都道府県知事が前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(再開発事業計画の認定の取消し)

第六百二十九条の九 都道府県知事は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、再開発事業計画の認定を取り消すことができる。

第一項の規定による取消しをした場合は、再開発事業計画に従つて再開発事業者が認定再開発事業計画に従つて再開発事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相三の期間を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

(施行期日)

第六百二十九条の八 都道府県知事は、認定事業者が認定再開発事業計画に従つて再開発事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相三の期間を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

附則

二 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

する。ただし、第二条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)
2 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第一項の規定により貸し付けられている貸付金の償還期間については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)
3 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第十項第二号中「第七十三条第一項第十八号」を「第七十三条第一項第十七号」と改める。

理由
市街地の再開発を促進するため、都市再開発方針の策定対象区域の拡大、特定事業参加者制度及び認定再開発事業制度の創設を図るとともに、臨時の措置として、一定の大都市における都市計画道路に係る都市開発資金貸付金の償還期間を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、民間活力による市街地の再開発を促進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 都市再開発法の改正 (一) 現在、人口の集中の特に著しい大都市を含む都市計画区域について都市計画の市街化区域の整備、開発又は保全の方針に定められている都市再開発の方針を、全国の市街化区域の整備、開発又は保全の方針においても策定することとする。 (二) 市街地再開発事業を施行しようとする地方公共団体又は公團等は、施行規程において特定事業参加者に関する事項を定め、特定事業参加者に関する事項を定め、特定事業参加者から、将来取得することとなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分の価額相当額の負担金を納付させることができることとする。
2 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、2の規定は、公布の日から起算して二週間以内に、次に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。 一 土地売買等の契約の当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 土地売買等の契約を締結した年月日 三 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積 四 土地売買等の契約に係る土地に関する権利の種別及び内容 五 土地売買等の契約による土地に関する権利の移転又は設定後ににおける土地の利用目的 六 土地売買等の契約に係る土地の土地に関する権利の移転又は設定の対価の額(対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積った額) 七 前各号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項
3 第二十三条第二項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号中「締結する」を「締結したに」、「土地売買等の契約の当事者の一方又は双方」を「権利取得者」に、「設定をする」を「設定を受ける」に改め、同項第二号中「規制区域」の下に「第二十七条の二第一項の規定により指定された区部及び政令指定都市内の都市計画に定められた一定の主要な道路に係る貸付金について、平成十三年三月三十一日までの間、その償還期間を据置期間を含めて一年以内延長することができる」ととする。
4 第二十三条の見出し中「移転」の下に「又は設定後における利用目的」を加え、同条第一項中「しようとする場合」を「した場合」に改め、「当事者」の下に「のうち当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けこととなる者(次項において「権利取得者」という。)」を加え、「土地の利用目的に関する報告の徴収、改善命令、認定の取消し等の措置を講じることとする。
5 都市施設用地買取資金貸付金のうち、東京都区部及び政令指定都市内の都市計画に定められた一定の主要な道路に係る貸付金について、平成十三年三月三十一日までの間、その償還期間を据置期間を含めて一年以内延長することができる」ととする。
6 第二十四条の見出しを「(土地の利用目的に関する報告の徴収、改善命令、認定の取消し等の措置を講じることとする)」に改め、同条第一項中「その届出に係る

事項が次の各号の一に該当しを「その届出に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的に従つた土地利用が土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画(總理府令で定めるところにより、公表されているものに限る。)に適合せず」に、「当該土地売買等の契約の締結を中止すべき」とその他その届出に係る事項について必要な措置を講すべきこと」を「その届出に係る土地の利用目的について必要な変更をすべきこと」に改め、同項各号を削り、同条第一項中「六週間」を「三週間」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 都道府県知事は、前条第一項の規定による届

出があつた場合において、実地の調査を行つた必要があるときその他前項の期間内にその届出をした者に対し第一項の規定による勧告をすることができない合理的な理由があるときは、三週間の範囲内において、前項の期間を延長することができる。この場合においては、その届出をした者に対し、同項の期間内に、その延長する期間及びその期間を延長する理由を通知しなければならない。

第二十七条中「当該土地売買等の契約の締結が中止された」を「当該土地の利用目的が変更された」に改める。

第五章中第二十七条の六を第二十七条の十とする。

第二十七条の五中「第二十七条の二第三項」を「第二十七条の六第三項」に、「第二十二条第一項」を「第二十七条の七第一項において準用する第一十七條の四第一項」に、「同号イからハまでに規定する面積未満」とあるのは「同号イからハまでに規定する面積未満」とあるものとして

条第一項第一号に改め、同条を第二十七条の九とする。

第二十七条の四の見出しを「監視区域における土地売買等の契約に関する勧告等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「監視区域に所在する土地について第二十三条第一項」を前条第一項において準用する第二十七条の四第一項に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、「第二十四条第一項の規定にかかるわらす」を削り、同条第一号中「第二十四条第一項各号の一」を「第二十七条の五第一項各号のいずれか」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第二十五条から第二十七条までの規定並びに第二十七条の五第一項及び第三項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。この場合において、第二十七条中「当該土地の利用目的が変更された」とあるのは「当該土地売買等の契約の締結が中止された」と、第二十七条の五第一項及び第三項中「前条第一項」とあるのは「行うこととする。

第二十七条の二第三項中「監視区域」の下に「の指定」を加え、「第二十七条の二第一項」を「第二十七条の六第一項」に改め、同条第四項中「第二十七条の二第三項」を「第二十七条の六第三項」に改め、同条を第二十七条の六とする。

第二十七条の次に次の四条を加える。
(助三)

第二十七条の二 都道府県知事は、第二十三条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の利用目的に従つた土地利用が土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画(總理府令で定めるところにより、公表されているものに限る。)に適合せず

とある場合は「第二十七条の二第三項において準用する第二十七条の三」に規定する面積未満」とあるのは「同号イからハまでに規定する面積未満」とあるものとして

知事が都道府県の規則で定める面積未満」と、
「同号イからハまでに規定する面積以上」とあるのは「当該都道府県の規則で定められた面積以上」と、同条第三項中「次条第一項」とあるのは「第二十七条の八第一項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第一項において準用する第二十七条の五第一項」を読み替えるものとする。

第二十七条の三第一項中「前項の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項第一号」を「前項において読み替えて適用する第二十七条の四第一項第一号」に改め、同条を第二十七条の七とする。

第二十七条の二第三項中「監視区域」の下に「の指定」を加え、「第二十七条の二第一項」を「第二十七条の六第一項」に改め、同条第四項中「第二十七条の二第三項」を「第二十七条の六第三項」に改め、同条を第二十七条の六とする。

第二十七条の次に次の四条を加える。

第二十七条の二 都道府県知事は、第二十三条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の利用目的に従つた土地利用が土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画(總理府令で定めるところにより、公表されているものに限る。)に適合せず

とある場合は「第二十七条の二第三項において準用する第二十七条の三」に規定する面積未満」とあるのは「同号イからハまでに規定する面積未満」とあるものとして

内閣総理大臣が定める基準に該当し、これによつて適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる区域(第十二条第一項の規定により規制区域として指定された区域又は第二十七条の六第一項の規定により監視区域として指定された区域を除く。)を、期間を定めて、注視区域として指定する」とがで

きる。

2 都道府県知事は、注視区域を指定しようとする場合には、あらかじめ、土地利用審査会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
3 第十二条第二項から第五項まで及び第十項から第十二項までの規定は、注視区域の指定について準用する。この場合において、同条第十一項中「第一項」とあるのは「第二十七条の三第一項」と、「行うこととする」とあるのは「行うことができる」と読み替えるものとする。

4 第二項及び第二十二条第五項の規定は、前項において準用する同条第十一項の規定による注視区域の指定の解除及びその公告について準用する。この場合において、同条第五項中「第三項」とあるのは「第二十七条の二第三項において準用する第二十二条第一項」と、「指定された区域及び期間その他總理府令で定める事項」とあり、及び「当該事項」とあるのは「その旨」と読み替えるものとする。

5 第二項において準用する第二十二条第十一項及び前項の規定は、注視区域に係る区域の減少及びその公告について準用する。

6 注視区域の全部又は一部の区域が、第二十二条第一項の規定により規制区域として指定された

とある場合は「第二十二条第一項」とあるのは「同号イからハまでに規定する面積未満」とあるものとして

「第二十七条の六第三項」に、「第二十二条第一項」を「第二十七条の七第一項において準用する第一十七条の四第一項」に、「同号イからハまでに規定する面積未満」とあるのは「同号イからハまでに規定する面積未満」とあるものとして

場合又は第二十七条の六第一項の規定により監視区域として指定された場合においては、当該区域の指定が解除され、又は当該一部の区域について注視区域に係る区域の減少があつたものとする。この場合においては、第十二条第三項(第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告をもつて注視区域の指定の解除又は区域の減少の公告があつたものとみなす。

(注視区域における土地に関する権利の移転等の届出)

第二十七条の四 注視区域に所在する土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合は、当事者は、第十五条第一項各号に掲げる事項を、總理府令で定めるところにより、当該土地が所在する市町村の長を經由して、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

その届出に係る事項のうち、土地に関する権利の移転若しくは設定の予定対価の額の変更(その額を減額する場合を除く。)をして、又は土地に関する権利の移転若しくは設定後における土地の利用目的の変更をして、当該契約を締結しようとするときも、同様とする。

前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 第二十三条第二項第一号イからハまでに規定する区域に応じそれぞれその面積が同号イからハまでに規定する面積未満の土地について土地売買等の契約を締結する場合(土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が当該土地を含む一団の土地で同号イからハまでに規

定する区域に応じそれぞれその面積が同号イからハまでに規定する面積以上のものについて土地に関する権利の移転又は設定をするこ

ととなる場合を除く。)

二 前号に定めるもののほか、民事調停法による調停に基づく場合、当事者の一方又は双方が国等である場合その他政令で定める場合

第一項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して六週間を経過する日までの間、その届出に係る土地売買等の契約を締結してはならない。ただし、次条第一項の規定による勧告又は同条第三項の規定による通知を受けた場合は、この限りでない。

4 第十五条第二項の規定は、第一項の規定による届出のあつた場合について準用する。

(注視区域における土地売買等の契約に関する勧告等)

第二十七条の五 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項が次の各号のいずれかに該当し当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認めるときは、土地利用審査会の意見を聴いて、その届出をした者に対し、当該土地売買等の契約の締結を中止すべきこととその他その届出に係る事項について必要な措置を講すべきことを勧告することができる。

一 届出に係る土地に関する権利の移転又は設定の予定対価の額が、近傍類地の取引価格等を考慮して政令で定めるところにより算定した土地に関する権利の相当な価額(その届出

に係る土地が地価公示法第二条第一項に規定する都市計画区域に所在し、かつ、同法第六条の規定による公示価格を取引の指標とするべきものである場合において、その届出に係る土地に関する権利が所有権であるときは、政令で定めるところにより同条の規定による公示価格を標準として算定した所有権の価額)に照らし、著しく適正を欠くこと。

二 届出に係る土地に関する権利の移転又は設定後ににおける土地の利用目的が土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に適合しないこと。

三 届出に係る土地に関する権利の移転又は設定後ににおける土地の利用目的が、道路、水道その他の公共施設若しくは学校その他の公益的施設の整備の予定からみて、又は周辺の自然環境の保全上、明らかに不適当なものであること。

4 第四十二条第一項中「第二十三条第一項」の下に「第二十七条の四第一項第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。」を加える。

第二十七条の五第一項第一号「第二十七条の五第一項第一号」を「第二十七条の五第一項第一号」に改める。

第四十七条第一号を削り、同条第二号中「第二十九条第一項」を「第二十三条规定又は第二十九条第一項」に改め、同号を同条第一号とし、同号の次に次の「二号」を加える。

二 第二十七条の四第一項(第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をしないで土地売買等の契約を締結した者

4 第二十五条から第二十七条までの規定は、第一項の規定による勧告について準用する。この場合において、同条中「当該土地の利用目的が変更された」とあるのは、「当該土地売買等の契約の締結が中止された」と読み替えるものとする。

第二十五条第三号中「第二十三条第一項」の下に「、第二十七条の四第一項(第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十八条中「第二十三条规定又は第二十九条の四第三項(第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。)」を改める。

第四十九条第一号中「第二十七条の四第一項」を
「第二十七条の五第四項、第二十七条の八第一項」
に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次項及び第三項の規定は、
公布の日から施行する。

2 改正後の国土利用計画法(以下「新法」とい
う。)第二十七条の三第一項に規定する内閣総理
大臣が定める基準は、この法律の施行前におい
ても定めることができる。

3 新法第二十七条の三第一項の規定による注視
区域の指定については、都道府県知事及び地方
自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五
十二条の十九第一項の指定都市の長は、この法
律の施行前においても土地利用審査会及び関係
市町村長の意見を聴くことができる。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい
う。)前に改正前の国土利用計画法(以下「旧法」とい
う。)の規定によりされた監視区域の指定並
びにその指定、指定の解除及び区域の減少のた
めに行われた手続その他の行為は、それぞれ新
法の相当規定によりされたものとみなす。

2 施行日前にされた旧法第二十三条第一項の規
定による届出に係る土地売買等の契約について
は、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為及び前項の規定によりな
お従前の例によることとされる場合におけるこ
の法律の施行後にして行った行為に対する罰則の適用

については、なお従前の例による。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一一部改正)

第三条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和
四十七年法律第六十六号)の一部を次のように
改正する。

第四条第一項第八号中「第二十三条第一項」を
「第二十七条の四第一項又は第二十七条の七第
一項」に、「同項」を「第二十七条の四第一項(第
二十七条の七第一項において準用する場合を含
む。次項において同じ。)」に改め、同条第三項
中「第二十三条第一項」を「第二十七条の四第一
項」に、「第二十四条第一項」を「第二十七条の五
第一項」に、「第二十七条の四第一項」を「第二十
七条の八第一項」に、「第二十四条第三項」を第
二十七条の五第三項に、「第二十七条の四第一
項」を「第二十七条の八第一項」に改める。

第五条第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

第六条第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

第七条第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

第八条第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

第九条第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

第十条第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

第十一條第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

第十二條第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

第十三條第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

第十四條第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

第十五條第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

第十六條第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

第十七條第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

第十八條第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

第十九條第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

第二十条第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

第二十一条第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

第二十二条第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

第二十三条第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

第二十四条第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

第二十五条第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

第二十六条第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

第二十七条第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

第二十八条第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

第二十九條第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

第三十条第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

第三十一条第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年
法律第六十一号)の一部を次のように改正す
る。

第九条中「第二十七条の七第一項」を「第二十
七条の六第一項」に改める。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の
再配置の促進に関する法律の一一部改正)

第三条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施
設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律
第七十六条)の一部を次のように改正する。

第十八条中「第二十七条の二第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

(国会等の移転に関する法律の一一部改正)

第二十四条中「第二十七条の二第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

(大阪湾臨海地域開発整備法の一一部改正)

第二十五条中「第二十七条の二第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

(大阪湾臨海地域開発整備法(平成四年法律
第六十号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「第二十七条の二第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

(被災市街地復興特別措置法の一一部改正)

第二十七条中「第二十七条の二第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

(被災市街地復興特別措置法(平成七年法律
第六十号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「第二十七条の二第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

(被災市街地復興特別措置法(平成七年法律
第六十号)の一部を次のように改正する。

第二十九條中「第二十七条の二第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

(被災市街地復興特別措置法(平成七年法律
第六十号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「第二十七条の二第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

(被災市街地復興特別措置法(平成七年法律
第六十号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「第二十七条の二第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

(被災市街地復興特別措置法(平成七年法律
第六十号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中「第二十七条の二第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

(被災市街地復興特別措置法(平成七年法律
第六十号)の一部を次のように改正する。

第三十三条中「第二十七条の二第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

(被災市街地復興特別措置法(平成七年法律
第六十号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第二十七条の二第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

(被災市街地復興特別措置法(平成七年法律
第六十号)の一部を次のように改正する。

第三十五条中「第二十七条の二第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

(被災市街地復興特別措置法(平成七年法律
第六十号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「第二十七条の二第一項」を「第二
十七条の六第一項」に改める。

(被災市街地復興特別措置法(平成七年法律
第六十号)の一部を次のように改正する。

二 第二項第二号、第三十七条の七第一項、第六
十二条の三第四項第八号、第六十五条の四第一
項第三号及び第六十五条の十一第一項中「第二
十三条第一項」の下に「若しくは第二十七条の四
第一項(第二十七条の七第一項において準用す
る場合を含む。)」を加え、「若しくは第二十七条
の四第一項」を「第二十七条の五第一項若しく
は第二十七条の八第一項」に改める。

最近の地価動向等を踏まえ、土地取引規制を合
理化し、土地取引の円滑化に資するため、全国に
わたる大規模な土地取引についての事前の届出に
関する措置に代えて、土地取引後の届出に関する
措置を設けるとともに、地価が相当程度上昇して
いる区域に限り大規模な土地取引について届出を
事前とする措置を設けることとする等の必要があ
る。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

議案の目的及び要旨

本案は、最近の地価動向等を踏まえ、土地取
引規制を合理化し、取引の円滑化に資するた
め、大規模な土地取引について事前届出制から
事後届出制へ移行するとともに、地価の上昇の
状況に応じ機動的に事前届出とすることができ
るよう所要の措置を講じようとするもので、そ
の主要な内容は次のとおりである。

1 大規模な土地取引についての事前届出制か
ら事後届出制への移行

(一) 大規模な土地について土地売買等の契約を締結した場合には、当事者のうち権利取得者は、契約締結後二週間以内に、土地の利用目的、取引の価格等を、市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならぬこととする。

(二) 都道府県知事は、届出に係る土地の利用目的に従った土地利用が土地利用基本計画その他の公表された土地利用に関する計画に適合せず、適正かつ合理的な土地利用を図る上で著しい支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、土地の利用目的について必要な変更をすべきことを勧告することができる」とする。

(一) 都道府県知事は、地価が一定の期間内に社会的経済的事情の変動に照らして相当な程度を超えて上昇し、又は上昇するおそれがあるものとして内閣総理大臣が定める基準に該当し、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる区域を、期間を定めて、注視区域として指定することができる」とする。

(二) 注視区域においては、大規模な土地取引について、届出を事前にする措置を実施することとする。

(一) 大規模な土地について土地売買等の契約を締結した場合には、当事者のうち権利取得者は、契約締結後二週間以内に、土地の利用目的、取引の価格等を、市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならぬこととする。

(二) 都道府県知事は、届出に係る土地の利用目的に従った土地利用が土地利用基本計画その他の公表された土地利用に関する計画に適合せず、適正かつ合理的な土地利用を図る上で著しい支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、土地の利用目的について必要な変更をすべきことを勧告することができる」とする。

二 議案の可決理由
本案は、土地取引規制を合理化し、取引の円滑化に資するための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十年五月六日

建設委員長 遠藤 乙彦

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

研究交流促進法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

3 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、2の(一)の注視区域の指定について都道府県知事等が土地利用審査会等の意見を聴くことができる」ととする等の部分は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由
本案は、土地取引規制を合理化し、取引の円滑化に資するための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十年五月六日

建設委員長 遠藤 乙彦

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

研究交流促進法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

右
内閣総理大臣 橋本龍太郎

研究交流促進法の一部を改正する法律案

右
内閣提出する。

一 理由
科学技術に関する国と国以外の者との間の交流を一層促進するため、国以外の者が国と共同して行う試験研究に係る施設の用に供する土地の使用について所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二 議案の可決理由
本案は、科学技術に関する産・学・官との研究交流を一層促進するために必要な措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十年五月六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

研究交流促進法の一部を改正する法律案

右
内閣提出する。

一 議案の目的及び要旨
本案は、科学技術に関する国と国以外の者との間の交流を一層促進するため、国と国以外の者が国と共同して行う試験研究に係る施設の用に供する土地の使用について所要の措置を講ずるもので、その内容は次のとおりである。

1 国の研究に関し交流の促進を図るために、國の機関と共同して行う研究に必要な施設を當

該機関の敷地内に整備し、当該施設においてその研究を行おうとするものに対し、その者が当該施設において行つた研究により得た記録、資料その他の研究の結果を国に政令で定める条件で提供するときは、当該施設の用に供する土地の使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

附 則
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

2 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由
本案は、科学技術に関する産・学・官との研究交流を一層促進するために必要な措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十年五月六日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

科学技術委員長 大野由利子

外國弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月三日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

参議院議長 斎藤 十朗

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律
外國弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を
次のように改正する。

第五条の二中「前二条」を「第三条から前条まで」に改め、同条を第五条の三とし、第五条の次に次の一項を加える。

(指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務)

第五条の二 外國法事務弁護士は、第四条の規定にかかわらず、次に掲げる者の書面による助言を受けてするときは、指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務

以外の特定外国法に関する法律事務(当該特定外国法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。以下この条及び第六十三条第四号において「特定外国法に関する法律事務」という。)を行うことができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに当該特定外国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

一 当該特定外国法に係る特定外国における外

国弁護士(外国法事務弁護士である者を除く。)であつて外国弁護士となる資格を基礎として当該特定外国法に関する法律事務を行う業務に従事している者(国内において雇用されており、かつ、その知識に基づいて労務の提供を行つている者を除く。)

二 外國法事務弁護士であつてその原資格国法

又は指定法が当該特定外国法である者

2 第三条第一項の規定は、外国法事務弁護士が前項の規定により当該特定外国法に関する法律事務を行つ場合について準用する。

第九条第一項中「取得した外国の下に「次条に

おいて「資格取得国」という。」を加える。

第十条第一項第一号中「五年以上その資格を取得した外国」を「三年以上資格取得国」に改め、「経験」の下に「(資格取得国における外国弁護士が資

格取得国以外の外国において外国弁護士となる資格を基礎として資格取得国の法に関する法律事務を行う業務に従事した経験を含む。」を加え、同条第二項中「その外国弁護士となる資格を取得した外国」を「資格取得国」に、「一年」を「一年」に、「その資格を取得した外国」を「資格取得国」に改める。

第四十九条の二第一項中「法律事務以外の」を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。
一 外国において効力を有し、又は有した法に関する知識を必要とする法律事務

二 当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者である法律事件についての法律事務

三 外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者が発行済株式の総数の二分の一以上に相当する株式又は出資の総額の二分の一以上の持分を保有する会社の依頼による法律事務についての法律事務

第四十九条の二第一項に次の二号を加える。

三 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内

閣提出、参議院送付)に関する報告書

第六十三条第四号中「又は指定法」を「若しくは」に改め、同号を第六十四条第一項第一号とし、第六十四条第一項第一号の二を第六十四条第一項第一号とする。

の二第一項の規定により特定外国法に関する法律事務を行つ場合の特定外国法」に改める。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第十一項までを一項ずつ繰り上げる。

第九条第一項中「取得した外国の下に「次条に

(施行期日)

一 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(承認の基準に関する経過措置)

2 改正後の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十一条第一項及び第二項の規定は、この法律の施行の際現に改正前の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第九条第一項の規定による申請をしている者についても適用があるものとする。

(罰則に関する経過措置)

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に生じた事実に基づく外国法事務弁護士に対する懲戒の処分については、なお従前の例による。

(懲戒の処分に関する経過措置)

3 この法律の施行前に生じた事実に基づく外国法事務弁護士に対する懲戒の処分については、なお従前の例による。

(懲戒の処分に関する経過措置)

4 この法律の施行前に生じた事実に基づく外国法事務弁護士に対する懲戒の処分については、なお従前の例による。

(外國法事務弁護士の職務範囲の拡充)

2 外國法事務弁護士は、一定の要件の下に、

指定法に関する法律事務以外の特定外国法に

関する法律事務を行うことができるものとす

ること。

(外國法事務弁護士と弁護士の共同の事業の目的に関する規制の緩和)

3 外國法事務弁護士と弁護士の共同の事業の目的に関する規制の緩和

本案は、涉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外國法事務弁護士となるための職務経験要件の緩和、外國法事務弁護士の職務範囲

の拡充及び外國法事務弁護士と我が国の弁護士との共同の事業の目的に関する規制の緩和等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 職務経験要件の緩和等
2 外國法事務弁護士となる資格の承認の基準の一つである外国弁護士としての職務経験について、必要とされる職務経験の年数を三年以上とするとともに、当該外国弁護士となる資格を取得した外国(資格取得国)以外の外国において資格取得国の法に関する法律事務を行つ業務に従事した経験も含むものとする。次のとおりである。

1 議案の目的及び要旨

2 本案は、涉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外國法事務弁護士となるための職務

知識を必要とする法律事務等を行うことを目的とすることができるものとする」と。

官 報 (号 外)

4 施行期日

この法律は、公布の日から三月を経過した
日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、外国法事務弁護士となるための職務
経験要件の緩和、外国法事務弁護士の職務範囲
の拡充及び外国法事務弁護士と我が国の弁護士
との共同の事業の目的に関する規制の緩和等の
措置を講ずるもので、その措置は妥当なものと
認め、これを可決すべきものと議決した次第で
ある。

右報告する。

平成十年五月六日

衆議院議長

伊藤宗一郎殿

法務委員長

笹川

堯

官 報 (号 外)

平成十年五月七日 衆議院会議録第三十五号

第明治二十九年三月三十一日
種類郵便物認可

発行所
二番東京一〇五番地五区八四四五 大四番港虎ノ門二丁目
大蔵省印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
配本部 本号一部 送別料 二二〇〇円 別冊